

令和 3 年 3 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	.....	1
2	承認案件	.....	6
3	議決案件	.....	7

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 2 月 1 0 日



# 1 報告

## 報告第1号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

- 1 和解の成立について  
市営住宅明渡等請求和解事件

専決年月日及び専決番号	相手方
令和3年1月15日 豊専第1号	1 入居者 個人情報のため非掲載
	2 連帯保証人 個人情報のため非掲載

- 和解内容
- 市は、入居者に対し、市が入居者に令和2年2月5日になした市営住宅についての賃貸借契約の解除の意思表示を撤回し、市及び入居者は、平成10年2月26日付け市及び入居者間の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）が現在も有効に存続していることを確認する。
  - 本件契約の内容は、この和解内容に定めるもののほか、市営住宅賃貸借契約変更確認書に定めたとおりとする。
  - 市及び相手方は、本件契約の連帯保証人を申立外後藤卓郎こと後藤卓朗及び申立外橋本悦忠から相手方前田幸年に変更することを確認する。
  - 相手方は、市に対し、連帯して、令和3年2月以後、毎月末日（12月分については、25日）限り、当月分の市営住宅の家賃8,600円（改定されたときは、その金額）を市に持参し、若しくは送金し、又は口座振替の方法により支払う。ただし、当該末日が豊田市の休日を定める条例に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該末日後最初に到来する休日でない日をもってその期限とみなす。
  - 相手方が前項の家賃の支払を通算して3回怠ったときは、市は、入居者に対し、何らの催告を要せずに本件契約を解除することができる。

- 6 前項の規定による解除の意思表示があったときは、入居者は、市に対し、直ちに市営住宅を明け渡し、かつ、相手方は、市に対し、連帯して、そのときにおける未払家賃及び契約解除の日の翌日から明渡済みに至るまで1月当たり第4項の家賃に相当する使用損害金を支払う。
- 7 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件契約に関し、この和解内容に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 8 和解費用は、各自の負担とする。

【担当課：定住促進課】

2 訴えの提起について  
市営住宅明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和3年2月2日 豊専第3号
相手方	個人情報のため非掲載
請求内容	1 市営住宅の明渡し 2 市営住宅の未払使用損害金及びこれに対する遅延損害金の支払 3 令和3年3月1日以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 4 訴訟費用の支払
請求原因	1 相手方が12か月分の市営住宅の使用損害金24万2,600円を長期滞納していること。 2 相手方が入居承継手続を行わず、市営住宅を不法に占有していること。

【担当課：定住促進課】

3 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市立朝日丘中学校校舎増築工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 815, 000, 000	令和元年6月市議会定例会 議案第72号
変更後金額 (今 回)	B 1, 816, 100, 000	令和3年2月8日 豊専第4号
増 減 額	B - A 1, 100, 000	
主 変 更 内 容	<p>1 鉄骨<sup>りょう</sup>梁貫通孔の補強箇所の変更            (1) 130か所 → 287か所            (2) 設備配管の経路を詳細に検討した結果、設備配管のメンテナンスを効率良く行うことができる経路に変更したため</p> <p>2 濁水流出防止対策施設の設置            (1) ノッチタンク及び水質計の設置 0基 → 6基            (2) 矢作川沿岸水質保全対策協議会との協議の結果、矢作川への濁水の流出を防止するための対策を講ずる必要が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 伸明</p> <p>2 担当課 教育部学校づくり推進課</p> <p>3 完成予定日 令和3年3月19日</p>	

(2) 豊田市立朝日丘中学校電気設備工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 322,300,000	令和元年6月市議会定例会 議案第73号
変更後金額 (今回)	B 325,160,000	令和3年2月8日 豊専第5号
増 減 額	B - A 2,860,000	
主 要 変 更 内 容	<p>1 電線を配線する経路の変更            (1) 架空配線 → 埋設配線            (2) 現地調査の結果、屋内運動場東側と武道場北側の地中に樹木の根が広範囲に伸びており、架空による配線に必要な電柱を建設できないため</p> <p>2 情報通信網の仕様の変更に係る配線の延長            (1) 3,256m → 3,757m            (2) 工事着工後に市が導入を決定したGIGAスクール構想に基づき、情報通信網の仕様を変更する必要が生じたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市若林東町棚田109番地2 小野電気株式会社 代表取締役 小野 雅道</p> <p>2 担当課 教育部学校づくり推進課</p> <p>3 完成予定日 令和3年3月19日</p>	

(3) (仮称) 松平地域屋根付広場新設工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 425,700,000	令和元年12月市議会定例会 議案第145号
変更後金額 (今回)	B 424,820,000	令和3年2月9日 豊専第6号
増 減 額	B - A △ 880,000	
主 要 変 更 内 容	基礎設置工の変更 (1) 基礎の形状及び柱の構造の変更 ア 基礎の形状の変更 地中埋設部の基礎の高さを短縮 イ 柱の構造の変更 鉄骨柱 → コンクリート柱 (2) 現地を掘削したところ、岩盤が出現し、地中に埋設する基礎を浅くする工法に変更したため	
備 考	1 相手方 豊田市浄水町伊保原465番地1 藤本建設株式会社 代表取締役 稲葉 俊伸 2 担当課 生涯活躍部生涯スポーツ推進課 3 完成予定日 令和3年2月26日	

## 2 承認

承認第1号 令和2年度豊田市一般会計補正予算  
→「予算関係議案の要旨(資料2)」参照



### 3 議決

#### 議案第1号 豊田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

##### 【要旨】

地方自治法の規定に基づき、市長、市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員の市に対する損害を賠償する責任の一部免責に関し、必要な事項を定める。

##### 市に対する損害を賠償する責任の一部免責

市長、市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（地方自治法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は事業管理者 2
- (4) 市の職員（(2)及び(3)に掲げる者を除く。） 1

##### 【備考】

1 施行期日 令和3年4月1日

##### 2 用語の意義

##### 普通地方公共団体の長等の基準給与年額

損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額

【担当課：人事課】

## 議案第2号 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例

### 【要旨】

障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与するため、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化について、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進する。

#### 1 用語の意義

- (1) 言語 日本語及び外国語を含めた音声言語並びに手話言語
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人
- (3) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体
- (4) 意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段
- (5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要なもの

#### 2 基本理念

- (1) 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた取組は、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。
- (2) 相互理解の促進は、互いを認め合い、相手方の意思を尊重して行われなければならない。
- (3) 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大が図られることを旨として行われなければならない。

#### 3 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。
- (2) 市は、必要に応じて要配慮者、通訳者等の意見を聴く。

#### 4 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める。

#### 5 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める。

(2) 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努める。

6 行動計画の策定

市は、責務を果たすために必要な行動計画を策定する。

7 相互理解の促進のための措置等

(1) 市は、要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な措置を講ずる。

(2) 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずる。

8 意思疎通の円滑化のための措置等

(1) 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずる。

(2) 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずる。

9 財政上の措置

市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【備考】

施行期日 令和3年4月1日

【担当課：障がい福祉課】

### 議案第3号 豊田市公告式条例の一部を改正する条例

#### 【要旨】

事務の簡素化及び効率化を図るため、規則の公布又は教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものの公表に係る手続を変更する。

#### 1 規則の公布に係る手続の変更

現 行	改 正 後
公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に <u>市長が署名しなければならない。</u>	公布の旨の前文及び年月日並びに <u>市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u>

#### 2 教育委員会を除く市の機関の定める規則で公表を要するものの公表に係る手続の変更

現 行	改 正 後
公表の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に <u>当該機関を代表する者が署名しなければならない。</u>	公表の旨の前文及び年月日並びに <u>当該機関名又は当該機関を代表する者の名を記入して当該機関印を押さなければならない。</u>

【担当課：法務課】

議案第4号 豊田市基金条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市社会福祉基金及び豊田市青少年健全育成基金の額を変更するとともに、豊田市介護予防事業推進基金を設置する。

1 既存基金の額の変更

名 称	現 行	改 正 後
豊田市社会福祉基金	4億9,010万3,370円	5億726万7,600円
豊田市青少年健全育成基金	5,799万9,804円	5,817万6,806円

2 豊田市介護予防事業推進基金の設置

名 称	種 類	設置目的	積 立 額	処分目的
豊田市介護予防事業推進基金	資金積立基金	社会参加型介護予防事業の推進を図るため	1 歳入歳出予算に定める金額 2 この基金の運用から生ずる収益金	設置目的を達成するための財源に充てるため

【担当課：財政課】

## 議案第5号 豊田市市税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

地方税法の一部改正に伴い、土地又は家屋の現所有者の申告義務及び不申告に関する過料を設定する。

#### 1 土地又は家屋の現所有者の申告義務の設定

現所有者は、現所有者であることを知った日の翌日から起算して3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称及び登記簿等に所有者として登記等されている所有者との関係
- (2) 登記簿等に所有者として登記等されている所有者の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

#### 2 土地又は家屋の現所有者の不申告に関する過料の設定

現所有者が、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかったときは、10万円以下の過料に処する。

### 【備考】

用語の意義

現所有者

土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者

【担当課：資産税課】

議案第6号 豊田市手数料条例の一部を改正する条例

【要旨】

受益と負担の公平を確保するため、食品営業許可申請手数料及び建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等に係る手数料の改定その他所要の改正を行う。

1 食品営業許可申請手数料の改定（令和3年6月1日以後）

(1) 臨時営業の細分化

ア 臨時営業と短期営業の定義

現 行		改 正 後	
臨時営業	催事等において、一定期間、同一の場所で営む営業	臨時営業	催事等において、1月以内の期間、同一の場所で、組立式の店舗その他の簡易な施設を設け、食品の調理を簡易な調理のみとして営む営業
		短期営業	催事等において、3月以内の期間、同一の場所で営む営業

イ 臨時営業の営業許可申請に係る手数料の改定

種 類	現 行		改 正 後		
	金 額		金 額		
飲食店営業許可申請	臨時営業	単一の営業許可申請のとき	9,000円	短期営業	9,000円
		複数の営業許可申請のとき	7,000円		7,000円
				臨時営業	5,000円
食肉販売業許可申請	臨時営業	単一の営業許可申請のとき	5,500円	短期営業	5,500円
		複数の営業許可申請のとき	4,100円		4,100円
魚介類販売業許可申請	臨時営業	単一の営業許可申請のとき	5,500円	短期営業	5,500円
		複数の営業許可申請のとき	4,100円		4,100円

(2) 営業許可更新申請に係る手数料の引上げ

種 類	現 行	改正後
	金 額	金 額
(1) 飲食店営業許可申請 (2) 菓子製造業許可申請 (3) 豆腐製造業許可申請	10,800円	14,400円
(4) 納豆製造業許可申請 (5) 麺類製造業許可申請		
(1) アイスクリーム類製造業許可申請 (2) 乳処理業許可申請 (3) 特別牛乳搾取処理業許可申請 (4) 乳製品製造業許可申請 (5) 食肉処理業許可申請 (6) 食肉製品製造業許可申請 (7) 魚介類競り売り営業許可申請	15,000円	20,000円
(8) 食品の放射線照射業許可申請 (9) 清涼飲料水製造業許可申請 (10) 冰雪製造業許可申請 (11) 食用油脂製造業許可申請	12,000円	16,000円



(12) 酒類製造業許可申請			
(13) そうざい製造業許可申請			
(14) 添加物製造業許可申請			
(1) 集乳業許可申請	単一の営業許可更新申請のとき	6,600円	8,800円
(2) 食肉販売業許可申請	複数の営業許可更新申請のとき	5,200円	7,000円
(3) 魚介類販売業許可申請			

(3) 業種の再編

ア 内容

現 行		改 正 後
飲食店営業許可申請	自動販売機による営業許可申請	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請
喫茶店営業許可申請		
冰雪製造業許可申請		
喫茶店営業許可申請	臨時営業 露店営業	飲食店営業許可申請に統合
菓子製造業許可申請		
あん類製造業許可申請		菓子製造業許可申請に統合
アイスクリーム類製造業許可申請	ソフトアイスクリーム類のみを製造する営業	飲食店営業許可申請に統合
乳類販売業許可申請		削除
魚肉ねり製品製造業許可申請		水産製品製造業許可申請
食品の冷凍又は冷蔵業許可申請		削除
乳酸菌飲料製造業許可申請		乳処理業許可申請、乳製品製造業許可申請又は清涼飲料水製造業許可申請に統合
冰雪販売業許可申請		削除
マーガリン又はショートニング製造業許可申請		食用油脂製造業許可申請に統合

みそ製造業許可申請	みそ又はしょうゆ製造業許可申請
しょう油製造業許可申請	
ソース類製造業許可申請	削除
缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請	密封包装食品製造業許可申請
新規	冷凍食品製造業許可申請
新規	液卵製造業許可申請
新規	漬物製造業許可申請
新規	食品の小分け業許可申請
新規	複合型そうざい製造業許可申請
新規	複合型冷凍食品製造業許可申請

イ 手数料の設定

種	類	金額
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請	営業許可申請のとき	10,000円
	営業許可更新申請のとき	8,000円
(1) 水産製品製造業許可申請 (2) 冷凍食品製造業許可申請 (3) 密封包装食品製造業許可申請 (4) みそ又はしょうゆ製造業許可申請 (5) 液卵製造業許可申請	単一の営業許可申請のとき	25,000円
	複数の営業許可申請のとき	20,000円
	単一の営業許可更新申請のとき	20,000円
	複数の営業許可更新申請のとき	16,000円
(1) 漬物製造業許可申請 (2) 食品の小分け業許可申請	単一の営業許可申請のとき	18,000円
	複数の営業許可申請のとき	14,000円
	単一の営業許可更新申請のとき	14,400円
	複数の営業許可更新申請のとき	11,500円
(1) 複合型そうざい製造業許可申請 (2) 複合型冷凍食品製造業許可申請	単一の営業許可申請のとき	30,000円
	複数の営業許可申請のとき	24,000円
	単一の営業許可更新申請のとき	24,000円
	複数の営業許可更新申請のとき	19,200円

2 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請等に係る手数料の改定（令和3年4月1日以後）

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請に係る手数料

ア 適合性確認機関が都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合

種 類			現 行	改正後
			金 額	金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	29,100円	17,900円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			29,100円

イ ア以外で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「建築物省エネ法基準省令」という。）第10条第1号イ（2）及びロ（2）に定める基準に係るものの場合

種 類			現 行	改正後
			金 額	金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	159,300円	121,000円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			159,300円

ウ ア及びイ以外の場合

種 類			現 行	改正後
			金 額	金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	1件につき	261,600円	248,400円
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの			311,200円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			401,800円
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの			573,400円
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの			706,300円
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの			834,900円

建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		979,400円	952,400円
------------------------	--	----------	----------

(2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る手数料

ア 低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた場合又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書が添付されている場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	17,500円	10,700円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			17,500円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	82,600円	62,300円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			82,600円

ウ ア及びイ以外の場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	1件につき		125,200円
	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの			157,400円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			203,800円
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの			295,500円
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの			367,100円
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの			435,000円
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの			498,200円

(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る手数料

ア 建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号口に定める基準に係る建築物の場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの	1 件 につ き	159,300 円 (計画の変更に係る場合にあっては、82,600円)	121,000円(計画の変更に係る場合にあっては、62,300円)
			159,300円(計画の変更に係る場合にあっては、82,600円)

イ ア以外の場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
床面積の合計が300㎡以上1,000㎡以内のもの	1 件 につ き	401,800 円 (計画の変更に係る場合にあっては、203,800円)	311,200円(計画の変更に係る場合にあっては、157,400円)
			401,800円(計画の変更に係る場合にあっては、203,800円)

(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等

種 類			現 行	改正後
			金 額	金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1 件 につ き	29,100円	17,900円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			29,100円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	159,300円	121,000円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			159,300円

ウ ア及びイ以外の場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	401,800円	311,200円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			401,800円

(5) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る手数料

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	17,500円	10,700円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			17,500円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものの場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	82,600円	62,300円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			82,600円

ウ ア及びイ以外の場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	203,800円	157,400円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			203,800円

(6) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料

ア 基準適合性確認機関が認めた場合等

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	29,100円	17,900円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			29,100円

イ ア以外で建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものの場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	159,300円	121,000円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			159,300円

ウ ア及びイ以外の場合

種 類			現 行 金 額	改正後 金 額
その他の建築物	建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	401,800円	311,200円
	建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの			401,800円

(7) 低炭素建築物新築等計画認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合又は設計住宅性能評価書が添付されている場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部 分・非 住宅部 分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	29,100円	17,900円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		29,100円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部 分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	195,500円	149,700円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		195,500円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種 類		金 額
非住宅 部分	床面積の合計が300㎡以内のもの	95,000円
	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	121,000円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	159,300円
	床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	257,900円
	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	336,800円
	床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	404,700円
	床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	474,800円



(ウ) 非住宅部分がある場合（(イ)の場合を除く。）

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅部分	床面積の合計が300㎡以内のもの	261,600円	248,000円
	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	417,100円	311,200円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		401,800円
	床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	593,600円	573,400円
	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	728,000円	706,300円
	床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	858,100円	834,900円
	床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	979,400円	952,400円

(8) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 低炭素化促進法第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合又は設計住宅性能評価書が添付されている場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	17,500円	10,700円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		17,500円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	100,700円	76,600円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		100,700円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種 類		金 額
非住宅部分	床面積の合計が300㎡以内のもの	48,600円
	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	62,300円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	82,600円
	床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	137,700円
	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	182,300円
	床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	219,900円
	床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	259,300円

(ウ) 非住宅部分がある場合（(イ)の場合を除く。）

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅部分	床面積の合計が300㎡以内のもの	131,900円	125,200円
	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	211,500円	157,400円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		203,800円
	床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	305,600円	295,500円
	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	377,800円	367,100円
	床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	446,500円	435,000円
	床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	511,500円	498,200円

(9) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部 分・非 住宅部 分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	29,100円	17,900円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		29,100円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部 分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	195,500円	149,700円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		195,500円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅 部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	159,300円	121,000円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		159,300円

(ウ) 非住宅部分がある場合((イ)の場合を除く。)

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅 部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	401,800円	311,200円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		401,800円

(10) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 計画適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部 分・非 住宅部 分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	17,500円	10,700円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		17,500円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体又は建築物全体及び住戸

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部 分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	100,700円	76,600円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		100,700円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るものである場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅 部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	82,600円	62,300円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		82,600円

(ウ) 非住宅部分がある場合((イ)の場合を除く。)

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅 部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	203,800円	157,400円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		203,800円

(11) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請に係る手数料の加算額の改定

ア 基準適合性確認機関が認めた場合等における共同住宅等の建築物全体

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部分・非住宅部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	29,100円	17,900円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		29,100円

イ その他の場合における共同住宅等の建築物全体

(ア) 共用部分に係る計算がある場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
共用部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	195,500円	149,700円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		195,500円

(イ) 非住宅部分がある場合で非住宅部分の全部が建築物省エネ法基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準に係るものである場合

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	159,300円	121,000円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		159,300円

(ウ) 非住宅部分がある場合（(イ)の場合を除く。）

種 類		現 行	改正後
		金 額	金 額
非住宅部分	床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	401,800円	311,200円
	床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの		401,800円

(12) 建築物エネルギー消費性能適合性判定申請に係る手数料の特例

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた複数建築物において、当該計画の認定を受けた建築物と連携する他の建築物について、当該計画の認定と同じ評価方法で建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合は、計画適合性確認機関が認めた場合等の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請と同等の手数料を徴収する。

(13) 現に引用している建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の条項の整理

<現行>		<改正後>
第2条第3号		第2条第1項第3号
第29条第3項		第34条第3項
第29条第1項	→	第34条第1項
第30条第1項		第35条第1項
第31条第2項		第36条第2項

【備考】

用語の意義

(1) 低炭素建築物新築等計画認定申請

市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物等の新築等をしようとする者が、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁に認定を申請するもの

(2) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請

エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等をしようとする建築主等が、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画を作成し、所管行政庁に認定を申請するもの

(3) 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請

建築物の所有者が、所管行政庁に対し、建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請するもの

【担当課：財政課】



議案第8号 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

【要旨】

浄化槽の適正な維持管理を図るため、浄化槽保守点検業者への浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の義務付け及び浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検を行ったときの浄化槽の管理者等への通知等の義務付けを行うほか、所要の改正を行う。

- 1 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保の義務付け（令和3年4月1日以後）
 

浄化槽保守点検業者は、その営業所に置く浄化槽管理士に対し、浄化槽の保守点検に関する知識の習得及び技能の向上を図るための研修の機会を与えなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者が浄化槽の保守点検を行ったときの浄化槽の管理者等への通知等の義務付け（令和3年4月1日以後）
  - (1) 浄化槽保守点検業者が浄化槽の管理者に通知しなければならない事項
    - ア 浄化槽の保守点検の結果
    - イ 浄化槽の清掃をすべき時期
    - ウ 水質に関する検査を受けるべき時期
    - エ その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項
  - (2) 浄化槽の清掃の委託をし、又は委託を予定している清掃業者に対し、浄化槽保守点検業者が連絡しなければならない事項
 

浄化槽の清掃をすべき時期を通知した旨
  - (3) 再委託を受けた浄化槽保守点検業者が浄化槽の管理者に通知しなければならない事項
    - ア 浄化槽の保守点検の結果
    - イ その他浄化槽の適正な維持管理に必要な事項
- 3 浄化槽保守点検業者の登録の申請書に記載する事項の変更
  - (1) 記載事項に係る法人の役員の定義の変更

現 行	令和3年4月1日以後
業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。	業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。



(2) 記載事項の追加（令和3年4月1日以後）

浄化槽の清掃に関し連絡をとる浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を申請書への記載事項として追加する。

4 浄化槽保守点検業者の登録の拒否要件の追加（令和3年4月1日以後）

- (1) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

5 浄化槽保守点検業者が営業所ごとに置く浄化槽管理士の要件の追加（令和3年4月1日以後）

- (1) 当該浄化槽保守点検業者の専属であること。
- (2) 当該営業所の専任であること。

6 浄化槽の保守点検の再委託の禁止（令和3年4月1日以後）

浄化槽保守点検業者は、委託を受けた浄化槽の保守点検を他人に委託してはならない。ただし、浄化槽の管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を規則で定める基準に従って他の浄化槽保守点検業者に委託する場合は、この限りでない。

7 報告の徴収、立入検査等の対象の拡大

現 行	令和3年4月1日以後
(1) 浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業務に関し報告させることができる。	(1) <u>浄化槽保守点検業者その他浄化槽保守点検業を営む者</u> （以下「浄化槽保守点検業者等」という。）に対し、浄化槽保守点検業務に関し報告させることができる。
(2) 職員に、 <u>浄化槽保守点検業者の営業所又は事務所</u> に立ち入り、 <u>帳簿書類</u> その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。	(2) 職員に、 <u>浄化槽保守点検業者等の営業所、事務所その他の場所</u> に立ち入り、 <u>帳簿、書類</u> その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

【担当課：下水道施設課】

議案第9号 豊田市の環境を守り育てる条例の一部を改正する条例

【要旨】

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い、石綿の飛散防止の措置の実施に係る努力義務の規定を削除するとともに、化学物質の管理をより適切に行うため、化学物質に係る事故時に措置等を講じなければならない対象を拡大するほか、所要の改正を行う。

1 石綿の飛散防止の措置の実施に係る努力義務の規定の削除（令和3年4月1日）

大気汚染防止法施行令の一部改正に伴い、石綿を含む建築材料全般が特定建築材料となることから、大気汚染防止法で規制されることとなる建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止のために必要な措置を講ずる努力義務の規定を削る。

2 化学物質に係る事故時に措置等を講じなければならない対象の拡大

現 行	令和3年4月1日以後
化学物質を取り扱う事業者（県民の生活環境の保全等に関する条例第69条第1項に規定する特定事業者を除く。）	化学物質を取り扱う事業者（特定化学物質に係る事故において、措置等を講じる特定事業者を除く。）

3 現に引用している条項の整理

<現 行> <令和3年4月1日以後>  
 第2条第14項 → 第2条第17項

【担当課：環境保全課】

議案第10号 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、居宅訪問型保育を提供できる要件を整理するほか、現に引用している条項の整理を行う。

1 居宅訪問型保育を提供できる要件の整理

現 行	改 正 後
母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、当該乳幼児に対する保育を提供する必要性が高いこと。	母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の <u>身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合</u> への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、当該乳幼児に対する保育を提供する必要性が高いこと。

2 現に引用している条項の整理

＜現 行＞ 第34条の20第1項第4号 → ＜改正後＞ 第34条の20第1項第3号

【備考】

用語の意義

居宅訪問型保育事業

必要な研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者が保育を必要とする乳幼児の居宅において乳幼児の保育を行う事業

【担当課：保育課】

## 議案第11号 豊田市地域広場条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

豊田市ふれあい広場の廃止並びに豊田市ちびっこ広場の新設及び廃止に伴い、所要の改正を行う。

- 1 廃止する豊田市ふれあい広場  
神池ふれあい広場  
中金町ふれあい広場  
宮上町ふれあい広場
- 2 新設する豊田市ちびっこ広場  
西中山辻貝戸北ちびっこ広場  
西中山辻貝戸南ちびっこ広場
- 3 廃止する豊田市ちびっこ広場  
花園前田ちびっこ広場

### 【備考】

改正後のふれあい広場の数	119か所（3か所減）
改正後のちびっこ広場の数	424か所（1か所増）

【担当課：公園緑地つかう課】

## 議案第12号 豊田市食品衛生条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

食品衛生法の一部改正による営業の届出制度の創設に伴い、豊田市食品衛生条例に基づく食品等製造業等の営業の届出の義務を廃止する。

食品等製造業等の営業の届出の義務の廃止（令和3年6月1日）

豊田市食品衛生条例に基づく食品等製造業等の営業の届出義務を廃止する。

【担当課：保健衛生課】

## 議案第13号 豊田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

国民健康保険事業費納付金の納付に必要な額を補うため、国民健康保険税の基礎課税額に係る所得割額の税率を引き上げる。

基礎課税額に係る所得割額の税率の引上げ

現 行	令和3年4月1日以後
100分の5.13	100分の5.41

【担当課：国保年金課】

議案第14号 豊田市介護保険条例の一部を改正する条例

【要旨】

第8期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率の改定を行うほか所要の改正を行う。

1 保険料率の改定（令和3年4月1日以後）

第1号被保険者区分		保 険 料 率（年額）	
		平成30年度から 令和2年度まで	令和3年度から 令和5年度まで
(1)	ア 市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	3万1,200円	3万3,000円
	イ 生活保護受給者		
	ウ 市民税非課税世帯で本人の前年合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下のもの		
(2)	市民税非課税世帯で本人の前年合計所得と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下のもの	3万7,440円	3万9,600円
(3)	市民税非課税世帯で(1)及び(2)以外のもの	4万6,800円	4万9,500円
(4)	世帯内に市民税課税者がいる者かつ本人が市民税非課税者で前年合計所得と課税年金収入の合計が80万円以下のもの	5万3,040円	5万6,100円
(5)	世帯内に市民税課税者がいる者かつ本人が市民税非課税者で前年合計所得と課税年金収入の合計が80万円超のもの	6万2,400円	6万6,000円
(6)	市民税課税者で前年合計所得が125万円未満のもの	6万8,640円	7万2,600円
(7)	市民税課税者で前年合計所得が125万円以上200万円未満のもの	7万8,000円	8万2,500円
(8)	市民税課税者で前年合計所得が200万円以上300万円未満のもの	9万3,600円	9万9,000円
(9)	市民税課税者で前年合計所得が300万円以上400万円未満のもの	10万9,200円	11万5,500円

(10) 市民税課税者で前年合計所得が400万円以上500万円未満のもの		13万2,000円
(11) 市民税課税者で前年合計所得が500万円以上700万円未満のもの	12万4,800円	13万8,600円
(12) 市民税課税者で前年合計所得が700万円以上800万円未満のもの		14万8,500円
(13) 市民税課税者で前年合計所得が800万円以上1,000万円未満のもの	14万400円	
(14) 市民税課税者で前年合計所得が1,000万円以上のもの		16万5,000円

2 合計所得金額から特別控除額を控除する長期譲渡所得の追加（令和3年4月1日以後）

保険料の段階判定に係る合計所得金額において、低未利用土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得があるときは、合計所得金額から当該長期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとする。

3 普通徴収に係る納期ごとの分割金額の端数処理の特例の設定（令和3年4月1日以後）

納期ごとの分割金額に100円未満の端数があるとき、又は分割金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を全て最初の納期の分割金額に合算することとしているが、最初の納期に合算することが適当でないことを認められた場合は異なる分割金額とすることができることとする。

4 保険料の減免に係る申請書の記載事項の変更

現 行	令和3年4月1日以後
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月	(2) 減免を必要とする事由
(3) 減免を必要とする事由	

【担当課：介護保険課】

議案第15号 豊田市土地改良事業分担金条例の一部を改正する条例

【要旨】

土地改良事業に伴い受益者が支払う分担金及び特別徴収金を徴収するため、県が行う土地改良事業の受益者から分担金及び特別徴収金を徴収する規定の整備、市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため受益者から分担金を徴収する規定の整備その他所要の改正を行う。

- 1 県が行う土地改良事業の受益者から分担金及び特別徴収金を徴収する規定の整備（令和3年4月1日以後）
  - (1) 県が行う土地改良事業に要する費用を市が負担する場合に受益者から分担金を徴収する規定の整備
 

市長は、県が行う土地改良事業に関し、県からその事業に要する費用の負担を求められた場合は、受益者から分担金として徴収することができる。
  - (2) 県が行う土地改良事業の地域内の土地において目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合の特別徴収金を徴収する規定の整備
 

県が行う土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき所有者等が当該土地を、8年を経過しない間に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合は、その者から特別徴収金を徴収する。
- 2 市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため受益者から分担金を徴収する規定の整備

現 行	令和3年4月1日以後
<p>地方自治法第224条の規定に基づき土地改良事業に要する費用に充てるため、その事業によって利益を受ける者で、当該事業の施行に係る地域内にあるものから分担金を徴収するものとする。</p>	<p>市長は、市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため、<u>土地改良法第96条の4第1項において準用する土地改良法第36条第1項の規定により</u>、受益者から金銭を地方自治法第224条の分担金として徴収することができる。<u>この場合において、当該分担金の額は、その者が受ける利益を限度とする。</u></p>



3 特別徴収金の算定方法の変更

現 行	令和3年4月1日以後
$\left( \left( \text{当該事業の県費補助金相当額} / \text{当該補助事業の受益面積} \right) \times \text{転用農地} \right) - \left( \text{目的外用途に活用することにより生ずる収入のうち転用農地に係るもの} \right) = \text{分担金}$	県が行う土地改良事業において市が負担する費用又は市が行う土地改良事業に要する費用のうち目的外用途に供された土地の面積が県事業の施行に係る地域のうち市の区域内にある土地又は市事業の施行地区内にある土地の面積の合計に占める割合に応じて割り振られた額から、その土地につき徴収した分担金の額を差し引いて得られた額

4 分担金等の負担割合の上限の設定及び整備

(1) 県が行う土地改良事業に要する費用を市が負担する場合に受益者から徴収する分担金の負担割合の上限の設定（令和3年4月1日以後）

分担金の額は、市が負担を求められた費用に100分の25を上回らない範囲で別に定める割合を乗じて得た額とする。

(2) 市が行う土地改良事業に要する経費に充てるため受益者から分担金を徴収する場合の負担割合の上限の整備

現 行		令和3年4月1日以後	
事業区分	地 元 負担率	区 分	負担割合の上限
団体営土地改良事業 単独県費土地改良事業 単独市費土地改良事業 農地・農業用施設災害復旧事業	かんがい排水事業 農道整備事業 農村総合整備事業 農地・農業用施設災害復旧事業 その他土地改良事業	30%以内	市が行う土地改良事業
単独県費山村振興営農環境整備事業	かんがい排水事業 農道整備事業 農村総合整備事業	20%以内	

【備考】

用語の意義

(1) 受益者

土地改良事業によって利益を受ける者で当該事業の施行に係る地域内にある土地の所有者、耕作又は養畜の業務を営むものその他当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地以外の土地で当該土地改良事業によって著しく利益を受けるものを権原に基づき使用し及び収益するもの

(2) 目的外用途

土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途

【担当課：農地整備課】

議案第16号 豊田市旭高原自然活用村条例の一部を改正する条例

【要旨】

利用者の利便性を向上し、施設の利用の促進を図るため、豊田市旭高原自然活用村で行う事業の整理、利用料金の納付に関する特例の設定、違約金の額の変更その他所要の改正を行う。

1 事業の整理

現 行	令和3年4月1日以後
(1) 自然活用体験農業に関する こと。	(1) 自然環境を活用した催しの 実施に関する事業
(2) 学童及び都市生活者の体験 学習に関すること。	(2) 市民、観光旅行者等による 施設の利用に関する事業
(3) 市長が必要と認めた事業に 関すること。	(3) その他市長が必要と認めた 事業

2 利用料金の納付に関する特例の設定（令和3年4月1日以後）

(1) 利用料金を利用日後に納付する場合の特例の設定

ア 次のいずれかに該当する場合は、利用日後において利用料金を納付することができる。

(ア) 保育所の保育活動の一環として園児及びその指導者が利用する場合

(イ) 幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の教育活動の一環として園児、児童又は生徒及びその指導者が利用する場合

(ウ) その他指定管理者が認めた場合

イ 利用料金を利用日後に納付する場合は、指定管理者が別で定める日までに納付しなければならない。

(2) 利用料金をクレジットカード等により納付する場合の特例の設定

利用者がクレジットカード、携帯端末等を用いた電子決済の方法により利用日までに納付の手続を行ったときは、当該利用者が利用日において利用料金の納付をしたものとみなす。

3 違約金の額の変更

現 行	令和3年4月1日以後
利用日当日において利用料金を納付する場合で当該日に当該利用を取りやめたとき又は当該利用をしなかったときは、指定管理者が指定する日までに、 <u>利用料金の額</u> を違約金として納付しなければならない。	許可を受けた施設を利用しなかったときは、指定管理者が指定する日までに、 <u>利用料金に、次に掲げる場合に応じそれぞれに定める割合を乗じて得た額</u> を違約金として納付しなければならない。 (1) 利用日前10日から前日までに利用を取りやめた場合 100分の30 (2) 利用日当日に利用を取りやめた場合 100分の100
指定管理者において特別の事情があると認めるときは、違約金を免除することができる。	指定管理者において特別の事情があると認めるときは、 <u>違約金の全部又は一部</u> を免除することができる。

4 飲食店業等を営もうとする者が市長の許可を受けなければならない施設の変更

現 行	令和3年4月1日以後
きらめき館、げんき館、コッキーハウス	全ての施設

5 施設の名称及び用途の整理

現 行		令和3年4月1日以後	
名 称	用 途	名 称	用 途
<u>デイキャンプ広場</u>	オートキャンプ施設	<u>オートキャンプ広場</u>	オートキャンプ施設
きらめき館	総合受付所、 <u>天体観測等見学・体験施設</u> 、売店	きらめき館	総合受付所、 <u>天文台</u> 、売店
げんき館	食堂、 <u>地元農産物等販売所</u> 、体験教室等 作業室、 <u>冬季雪の広場用受付所</u>	げんき館	食堂、体験教室等 作業室、 <u>売店</u>
向上館	作業室、 <u>貸出用会議室</u>	向上館	<u>会議室</u> 、作業室
コッキーハウス	備品保管貸出所、 <u>売店</u>	コッキーハウス	<u>休憩施設</u> 、売店、備品保管・貸出所
つつじ屋敷	宿泊・ <u>休憩施設</u>	つつじ屋敷	宿泊施設
<u>果樹園</u>	農業体験施設	<u>農園</u>	農業体験施設
雪の広場	<u>雪そりゲレンデ</u>	雪の広場	<u>ゲレンデ</u> 、広場

わいわい広場	ローラースライダー、ターザンロープ等遊具のある小公園	わいわい広場	広場

## 6 利用時間の整理等

### (1) 施設の利用時間の整理

現 行		令和3年4月1日以後	
区 分	利用時間	区 分	利用時間
デイキャンプ 広場	午前9時から午後3時 まで	オートキャン プ広場	利用開始日の午後2時 から利用終了日の午前 10時まで
松風亭	利用開始日の午後2 時から利用終了日の 午前11時まで	松風亭	利用開始日の午後2時 から利用終了日の午前 10時まで
つつじ屋敷	休憩利用にあつては 午前9時から午後5 時まで、宿泊利用に あつては利用開始日 の午後2時から利用 終了日の午前11時 まで	つつじ屋敷	
ファミリーロ ッジ	利用開始日の午後2 時から利用終了日の 午前11時まで	ファミリーロ ッジ	
テントベース	休憩利用にあつては 午前9時から午後5 時まで、宿泊利用に あつては利用開始日 の午後2時から利用 終了日の午後1時ま で	テントベース	利用開始日の午後2時 から利用終了日の午前 10時まで
バンガロー	利用開始日の午後2 時から利用終了日の 午前11時まで	バンガロー	

### (2) 多目的広場の利用時間の設定（令和3年4月1日以後）

多目的広場（オートキャンプ施設として利用する場合に限る。以下同じ。）の利用時間は、利用開始日の午後2時から利用終了日の午前10時までとする。

### (3) オートキャンプ広場及び多目的広場を利用時間を延長して利用する場合の要件の設定（令和3年4月1日以後）

他の利用者の利用に支障がない場合は、多目的広場の宿泊利用については、利用時間の終了時から午後5時までの間、利用時間を延長することができる。

7 利用料金の整理

(1) 利用料金の限度額の整理

現 行			令和3年4月1日以後		
区 分	単 位	利用料金の 限度額(円)	区 分	単 位	利用料金の 限度額(円)
デイキャン プ広場	自動車1台	1,500	オートキャ ンプ広場	自動車1台	3,000
つつじ屋敷	1棟1泊	54,000	つつじ屋敷	1棟1泊	54,000
	1室休憩	1,000			
テントベー ス	1基1泊	3,000	テントベー ス	1基1泊	3,000
	1室休憩	1,500			

(2) 多目的広場の利用料金の限度額の設定(令和3年4月1日以後)

多目的広場の利用料金は自動車1台当たり3,000円とする。

(3) オートキャンプ広場及び多目的広場に宿泊した者が利用時間を延長して利用する場合の利用料金の設定(令和3年4月1日以後)

利用時間を延長して利用する場合の利用料金は、超過利用時間1時間(30分未満は切り捨てとし、30分以上1時間未満は1時間とする。)につき、宿泊利用料金の額の10分の1に相当する額を加算する。

(4) 多目的広場の1区画当たり自動車1台についての定員等の設定(令和3年4月1日以後)

1区画当たり自動車1台につき5人までとし、定員を超えて利用する場合の利用料金は、1人を追加するごとに300円を加算する。

(5) 3歳未満の乳幼児がオートキャンプ広場及び多目的広場を利用する場合の利用料金の設定(令和3年4月1日以後)

3歳未満の乳幼児が利用する場合の利用料金は、無料とする。

【担当課：旭支所】

## 議案第17号 豊田市火災予防条例の一部を改正する条例

### 【要旨】

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限の引上げ、火災予防上必要な措置の設定その他所要の改正を行う。

- 1 急速充電設備の全出力の上限の引上げ  
    <現 行>                    <令和3年4月1日以後>  
    50キロワット以下    →    200キロワット以下
- 2 急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の追加（令和3年4月1日以後）
  - (1) 屋外に設置する場合は、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
  - (2) 蓄電池の温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
  - (3) 蓄電池の制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
  - (4) コネクターは、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。
  - (5) 充電用ケーブルを冷却する液体は、液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を及ぼさない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
  - (6) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- 3 火を使用する設備等の設置の届出対象の追加（令和3年4月1日以後）

急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を設置しようとする者は、あらかじめ消防長へ設置の旨を届け出なければならないこととする。

【担当課：予防課】

議案第18号から議案第29号まで 令和2年度豊田市補正予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第30号から議案42号まで 令和3年度豊田市予算  
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照



議案第43号 工事請負契約の締結について（農林水産物直売施設どんぐり横丁増築工事）

【要旨】

農林水産業の振興及び観光交流の促進を図るため、農林水産物直売施設どんぐり横丁の増築を行う。

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 契約目的 | 農林水産物直売施設どんぐり横丁増築工事                        |
| 2 | 契約金額 | 219,780,000円                               |
| 3 | 相手方  | 豊田市御所貝津町二貫目22番地<br>青木建設株式会社<br>代表取締役 青木 久議 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札（2名）                                 |

【備考】

- |   |             |                         |
|---|-------------|-------------------------|
| 1 | 工事場所        | 豊田市武節町地内                |
| 2 | 工事概要        |                         |
|   | (1) 東側施設の増築 |                         |
|   | ア 構造        | 鉄筋コンクリート造地下1階、地上1階建て    |
|   | イ 面積        | 建築面積125.80㎡、延べ面積264.34㎡ |
|   | (2) 南側施設の増築 |                         |
|   | ア 構造        | 鉄骨造平屋建て                 |
|   | イ 面積        | 建築面積20.12㎡、延べ面積22.24㎡   |
|   | (3) 昇降機設置工事 | 一式                      |
|   | (4) 内外部改修工事 | 一式                      |
| 3 | 完成予定日       | 令和4年5月31日               |

【担当課：稲武支所】

議案第44号 工事請負契約の締結について（豊田花園土地区画整理事業井田橋及び林橋橋りょう新設工事）

【要旨】

豊田花園土地区画整理事業の施行において、河川流下能力の向上及び土地の有効利用を目的とした準用河川大切川の付替えに伴い、井田橋及び林橋を新設する。

- |   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 契約目的 | 豊田花園土地区画整理事業井田橋及び林橋橋りょう新設工事                 |
| 2 | 契約金額 | 255,200,000円                                |
| 3 | 相手方  | 豊田市小坂本町一丁目5番地10<br>ヤハギ道路株式会社<br>取締役社長 櫻井 正典 |
| 4 | 契約方法 | 一般競争入札（1名）                                  |

【備考】

- |   |            |           |
|---|------------|-----------|
| 1 | 工事場所       | 豊田市花園町地内  |
| 2 | 工事概要       |           |
|   | (1) カルバート工 | 2基        |
|   | (2) 護岸工    | 577㎡      |
| 3 | 完成予定日      | 令和4年2月25日 |

【担当課：市街地整備課】

議案第45号 財産の出資について（豊田まちづくり株式会社に対して有する貸付金に係る債権）

【要旨】

豊田市駅西口市街地再開発ビル再整備事業を行う豊田まちづくり株式会社の財政基盤の強化を図るため、同社へ出資する。

- 1 出資する財産
  - (1) 種別 豊田まちづくり株式会社に対して有する貸付金に係る債権
  - (2) 金額 2,262,000,000円
- 2 相手方 豊田市若宮町一丁目57番地1  
豊田まちづくり株式会社  
代表取締役 河木 照雄

【担当課：商業観光課】

議案第46号 財産の取得について（豊田地域医療センター西棟ネットワーク設備及び電話設備）

【要旨】

市民の健康保持及び医療体制の充実を図るため、豊田地域医療センター西棟のネットワーク設備及び電話設備を購入する。

- 1 取得する財産
  - (1) 種別 豊田地域医療センター西棟ネットワーク設備及び電話設備
  - (2) 数量 一式
- 2 取得価格 38,940,000円
- 3 相手方 名古屋市中村区名駅一丁目1番3号  
富士通株式会社 東海支社  
支社長 舛田 元彦
- 4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

【備考】

供給予定期限  
令和3年10月29日

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第47号 指定管理者の指定について（豊田市営住宅青木住宅ほか2施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市営住宅青木住宅ほか2施設の指定管理者を指定する。

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称      | (1) 豊田市営住宅青木住宅<br>(2) 豊田市営住宅飯野住宅<br>(3) 豊田市営住宅すまいる聖心 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号<br>愛知県住宅供給公社<br>理事長 田中 正剛         |
| 3 | 指定の期間      | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで                                |

【備考】

- 1 愛知県住宅供給公社の概要
  - (1) 設立年月 昭和40年11月
  - (2) 基本財産 32,500,000円
  - (3) 職員数 106名
  - (4) 事業内容 ア 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡  
イ 住宅用地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡  
ウ 公営住宅及び共同施設の管理の一部の代行
- 2 指定管理者となる団体の選定方法  
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第1号該当
- 3 指定手続条例第2条第1号  
専門的かつ高度な技術等を有する特定の団体を指定管理者に指定することが必要なとき。

【担当課：定住促進課】

議案第48号 包括外部監査契約の締結について

【要旨】

次の者と包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約始期 令和3年4月1日
- 3 契約金額 10,500,000円を上限とする額
- 4 支払方法 監査の結果に関する報告書の提出後の一括払
- 5 相手方 名古屋市千種区清住町二丁目38番地の1  
プラウド東山205号  
弁護士 田口 勤

【担当課：法務課】

議案第49号 市道の認定について

【要旨】

市道路網の充実整備を図るため、路線を認定する。

1 認定路線数 60路線

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
1	浄水137号 線 (5046)		豊田市浄水町伊保原623番 2地先	800.7	6.0 (5.0～10.3)
			豊田市保見町南山41番2地 先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため			
2	浄水138号 線 (5047)		豊田市浄水町伊保原602番 地先	269.0	6.0 (6.0～10.3)
			豊田市浄水町伊保原643番 地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため			
3	浄水139号 線 (5048)		豊田市浄水町伊保原654番 200地先	190.5	6.0 (6.0～10.3)
			豊田市浄水町伊保原630番 1地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため			
4	浄水140号 線 (5049)		豊田市浄水町伊保原606番 1地先	233.5	12.0 (6.0～19.1)
			豊田市浄水町伊保原650番 地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため			
5	浄水141号 線 (5050)		豊田市浄水町伊保原613番 地先	66.5	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市浄水町伊保原628番 2地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
6	浄水142号 線 (5051)		豊田市浄水町伊保原632番 1地先	88.0	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市浄水町伊保原645番 1地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
7	浄水143号 線 (5052)		豊田市浄水町伊保原654番 200地先	346.8	9.0 (9.0～14.8)
			豊田市保見町南山41番2地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
8	浄水144号 線 (5053)		豊田市浄水町伊保原635番 地先	66.0	16.0 (16.0～17.5)
			豊田市保見町南山44番地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
9	浄水145号 線 (5054)		豊田市浄水町伊保原179番 地先	182.3	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市浄水町伊保原188番 3地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
10	浄水146号 線 (5055)		豊田市浄水町伊保原180番 6地先	200.3	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市浄水町伊保原189番 3地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 終 点 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
11	浄水147号 線 (5056)		豊田市保見町南山37番2地 先	114.4	5.0 (5.0～7.1)
			豊田市保見町南山31番2地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
12	浄水歩行者道 21号線 (5057)		豊田市保見町南山237番1 地先	71.3	4.0 (4.0～6.3)
			豊田市保見町南山236番地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
13	浄水歩行者道 22号線 (5058)		豊田市浄水町伊保原201番 3地先	41.6	4.0 (4.0～8.2)
			豊田市浄水町伊保原634番 2地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により設置帰属 する道路を市道路線として供用するため					
14	浄水貝津線 (5059)		豊田市浄水町原山69番1地 先	927.1	5.0 (4.9～21.5)
			豊田市貝津町寺前25番1地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため					
15	大清水16号 線 (5060)		豊田市大清水町大清水137 番5地先	1503.5	4.0 (3.5～13.5)
			豊田市大清水町原山56番2 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため					



整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
16	大 清 水 1 7 号 線 (5061)		豊田市大清水町大清水160 番地先	438.0	4.0 (2.7～7.3)
			豊田市大清水町大清水168 番11地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため			
17	大 清 水 1 8 号 線 (5062)		豊田市大清水町原山44番7 地先	225.6	5.5 (5.5～6.5)
			豊田市大清水町原山51番4 地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため			
18	大 清 水 1 9 号 線 (5063)		豊田市大清水町大清水89番 1地先	925.0	4.0 (3.5～9.9)
			豊田市大清水町原山1番1地 先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため			
19	保 見 3 号 線 (5064)		豊田市保見町南山41番2地 先	486.0	9.0 (8.8～32.7)
			豊田市保見町南山222番1 地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため			
20	貝 津 浄 水 線 (5065)		豊田市貝津町西向畑3番29 地先	185.9	6.0 (3.6～10.7)
			豊田市浄水町伊保原9番地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業に伴い、起終点 の変更があった路線を再認定するため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	終 点		
21	浄水148号 線 (5066)		豊田市浄水町原山1番108 地先	79.4	6.0 (6.2～11.9)
			豊田市浄水町原山1番62地 先		
22	大清水浄水3 号線 (5067)		豊田市大清水町大清水38番 1地先	324.8	6.0 (3.6～13.2)
			豊田市浄水町原山393番1 地先		
23	大清水浄水4 号線 (5068)		豊田市大清水町大清水51番 5地先	2276.2	6.0 (3.0～20.6)
			豊田市浄水町南平241番1 地先		
24	四郷15号線 (5069)		豊田市四郷町森前130番1 地先	75.8	6.0 (6.0～13.2)
			豊田市四郷町森前130番1 地先		
25	四郷16号線 (5070)		豊田市四郷町森前99番地先	106.2	6.0 (6.0～13.0)
			豊田市四郷町森前130番2 地先		

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
26	四郷17号線 (5071)		豊田市四郷町森前99番地先	77.8	6.0 (6.0～12.6)
			豊田市四郷町森前92番地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
27	四郷18号線 (5072)		豊田市四郷町森前51番1地先	115.4	6.0 (6.0～13.2)
			豊田市四郷町森前197番1地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
28	四郷19号線 (5073)		豊田市四郷町森前59番2地先	85.9	6.0 (6.0～11.0)
			豊田市四郷町森前197番1地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
29	四郷20号線 (5074)		豊田市四郷町森前207番地先	37.2	6.0 (6.0～10.3)
			豊田市四郷町森前197番1地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
30	四郷21号線 (5075)		豊田市四郷町森前61番6地先	309.3	6.0 (6.0～10.5)
			豊田市四郷町六反田63番9地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
31	四郷22号線 (5076)		豊田市四郷町六反田74番地 先	34.1	6.0 (6.0～13.2)
			豊田市四郷町六反田84番1 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
32	四郷23号線 (5077)		豊田市四郷町六反田96番地 先	160.3	6.0 (6.0～10.4)
			豊田市四郷町六反田79番地 先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
33	四郷24号線 (5078)		豊田市四郷町六反田93番5 地先	45.1	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市四郷町六反田92番地 先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
34	四郷25号線 (5079)		豊田市四郷町六反田97番1 地先	262.8	6.0 (6.0～12.5)
			豊田市四郷町六反田3番2地 先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
35	四郷26号線 (5080)		豊田市四郷町六反田66番3 地先	122.8	6.0 (6.0～11.9)
			豊田市四郷町六反田107番 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
36	四郷27号線 (5081)		豊田市四郷町六反田103番 地先	90.7	6.0 (6.0～10.4)
			豊田市四郷町六反田97番1 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
37	四郷28号線 (5082)		豊田市四郷町六反田62番1 地先	57.3	6.0 (6.0～13.1)
			豊田市四郷町六反田60番2 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
38	四郷29号線 (5083)		豊田市四郷町森前253番2 地先	452.9	14.0 (14.0～72.4)
			豊田市四郷町六反田60番1 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
39	四郷歩行者道 5号線 (5084)		豊田市四郷町森前132番1 地先	26.1	4.0 (4.0～8.2)
			豊田市四郷町森前130番1 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					
40	四郷歩行者道 6号線 (5085)		豊田市四郷町森前369番地 先	52.8	4.0 (4.0～5.6)
			豊田市四郷町東畑214番1 地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰 属する道路を市道路線として供用するため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
41	四郷歩行者道 7号線 (5086)		豊田市四郷町森前46番地先	33.4	4.0 (4.0～8.3)
			豊田市四郷町六反田7番2地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
42	四郷歩行者道 8号線 (5087)		豊田市四郷町六反田6番3地先	12.8	4.0 (4.0～7.6)
			豊田市四郷町六反田6番3地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
43	四郷歩行者道 9号線 (5088)		豊田市四郷町六反田84番1地先	38.0	4.0 (4.0～8.4)
			豊田市四郷町六反田83番3地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
44	四郷歩行者道 10号線 (5089)		豊田市四郷町六反田68番地先	35.0	4.0 (4.0～8.2)
			豊田市四郷町六反田67番地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					
45	四郷歩行者道 11号線 (5090)		豊田市四郷町六反田66番3地先	23.0	4.0 (4.0～8.2)
			豊田市四郷町六反田65番1地先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により設置帰属する道路を市道路線として供用するため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
46	四郷30号線 (5091)		豊田市四郷町森前127番1 地先	145.8	4.0 (3.1～8.4)
			豊田市四郷町与茂田1番8地 先		
豊田四郷駅周辺土地区画整理事業に伴い、起終 点の変更があった路線を再認定するため					
47	保見4号線 (5092)		豊田市保見町西ノ山56番1 3地先	280.0	5.0 (5.0～21.5)
			豊田市保見町西古城80番7 地先		
大井橋付近の交差点改良による国道155号の線形 改良に伴い、国道の一部区間が降格となるため					
48	花本6号線 (5093)		豊田市花本町井前77番2地 先	323.8	9.0 (9.0～27.0)
			豊田市花本町井前75番地先		
花本産業団地拡張用地整備事業に伴い、新設道 路を整備したため					
49	花本7号線 (5094)		豊田市花本町井前137番地 先	322.8	9.0 (5.0～31.0)
			豊田市花本町井前152番2 地先		
花本産業団地拡張用地整備事業に伴い、新設道 路を整備したため					
50	花本8号線 (5095)		豊田市花本町井前146番地 先	157.9	9.0 (9.0～21.0)
			豊田市花本町井前137番地 先		
花本産業団地拡張用地整備事業に伴い、新設道 路を整備したため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 終 点 点	延 長 (m)	標 準 幅 員 (最小～最大) (m)
		下 段	認 定 の 理 由		
51	寿 2 号 線 (5096)		豊田市寿町3丁目50番1地 先	49.5	6.0 (6.0～12.0)
			豊田市寿町3丁目55番2地 先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
52	平戸橋28号 線 (5097)		豊田市平戸橋町石平63番3 0地先	24.6	6.0 (6.0～14.3)
			豊田市平戸橋町石平63番3 2地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
53	平和2号線 (5098)		豊田市平和町1丁目32番1 地先	36.5	6.0 (6.0～12.0)
			豊田市平和町1丁目32番3 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
54	柘塚東2号線 (5099)		豊田市柘塚東町東郷前11番 2地先	340.9	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市柘塚東町大分26番1 1地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			
55	柘塚東3号線 (5100)		豊田市柘塚東町東郷前1番3 0地先	236.8	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市柘塚東町東郷前66番 地先		
		宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため			



整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	終 点		
56	柵塚東4号線 (5101)		豊田市柵塚東町大分26番7 地先	82.0	6.0 (6.0～10.2)
			豊田市柵塚東町大分34番1 4地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					
57	柵塚東歩行者 道1号線 (5102)		豊田市柵塚東町東郷前1番8 地先	12.4	3.0 (3.0～7.2)
			豊田市柵塚東町東郷前1番7 地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					
58	柵塚東歩行者 道2号線 (5103)		豊田市柵塚東町東郷前1番3 6地先	29.9	3.0 (3.0～3.0)
			豊田市柵塚東町東郷前1番2 3地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					
59	柵塚東歩行者 道3号線 (5104)		豊田市柵塚東町東郷前22番 地先	77.7	3.5 (3.5～3.5)
			豊田市柵塚東町東郷前23番 3地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					
60	藤岡西中山2 8号線 (60381)		豊田市西中山町東宮前45番 10地先	64.4	5.0 (5.0～9.2)
			豊田市西中山町東宮前45番 1地先		
宅地開発により造設された道路を市道路線として供用するため					

2 認定路線の総延長 14,482.1m

【担当課：土木管理課】

議案第50号 市道の廃止について

【要旨】

市道路網の体系的整備を図るため、路線を廃止する。

1 廃止路線数 40路線

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
1	浄水郷中線 (1217)		豊田市浄水町原山79番地先 豊田市浄水町伊保原158番 地先	1041.6	5.5 (4.1～13.7)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
2	浄水通学線 (1336)		豊田市浄水町南平185番1 地先 豊田市浄水町南平150番1 8地先	447.7	6.0 (4.8～18.5)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
3	浄水大清水1 号線 (1353-1)		豊田市浄水町南平59番3地 先 豊田市浄水町南平80番1地 先	163.0	4.0 (4.0～10.3)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
4	伊保原原山線 (1439)		豊田市浄水町伊保原418番 3地先 豊田市浄水町原山294番地 先	578.0	5.5 (4.5～15.4)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		
5	浄水1号線 (1691)		豊田市浄水町伊保原343番 地先 豊田市浄水町原山119番地 先	693.8	6.0 (3.3～11.0)
			豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため		

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 終 点 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
6	浄水2号線 (1697)		豊田市浄水町伊保原354番 1地先	411.6	6.0 (5.0～6.0)
			豊田市浄水町伊保原219番 3地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため			
7	名鉄豊田新線 側道6号線 (2267)		豊田市浄水町伊保原367番 6地先	253.0	4.5 (3.3～10.7)
			豊田市浄水町伊保原408番 5地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため			
8	名鉄豊田新線 側道7号線 (2268)		豊田市浄水町伊保原538番 1地先	352.1	4.5 (3.5～15.8)
			豊田市浄水町伊保原654番 43地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため			
9	浄水4号線 (2499)		豊田市浄水町伊保原112番 地先	54.3	9.0 (9.0～15.6)
			豊田市浄水町伊保原113番 地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため			
10	浄水5号線 (2500)		豊田市浄水町伊保原123番 1地先	54.4	5.0 (4.9～7.0)
			豊田市浄水町伊保原124番 地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため			

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
11	浄水6号線 (2501)		豊田市浄水町伊保原141番 1地先	54.5	5.0 (5.4～6.6)
			豊田市浄水町伊保原142番 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
12	豊田浄水場線 (2518)		豊田市浄水町原山1番68地 先	29.8	6.0 (6.0～8.7)
			豊田市浄水町原山1番68地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
13	浄水7号線 (2529)		豊田市浄水町伊保原337番 地先	317.7	5.5 (3.0～5.8)
			豊田市浄水町伊保原117番 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
14	浄水8号線 (2530)		豊田市浄水町伊保原478番 3地先	351.4	5.5 (3.5～7.8)
			豊田市浄水町南平1番3地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
15	浄水小学校線 (2656)		豊田市浄水町南平99番地 先	374.1	4.0 (4.1～10.6)
			豊田市浄水町南平147番4 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
16	浄水南平線 (2657)		豊田市浄水町南平64番2地 先	207.0	4.0 (3.2～6.0)
			豊田市浄水町南平150番3 6地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
17	浄水9号線 (2719)		豊田市浄水町伊保原162番 1地先	174.8	5.0 (5.0～18.0)
			豊田市浄水町伊保原168番 1地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
18	浄水10号線 (2720)		豊田市浄水町原山221番3 地先	365.8	5.0 (4.5～14.0)
			豊田市浄水町原山175番地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
19	浄水11号線 (2721)		豊田市浄水町伊保原421番 6地先	560.5	4.0 (3.1～10.6)
			豊田市浄水町伊保原133番 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
20	浄水12号線 (2722)		豊田市浄水町南平88番4地 先	185.6	5.5 (5.5～7.8)
			豊田市浄水町南平90番地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
21	浄水13号線 (2723)		豊田市浄水町南平35番1地 先	215.2	4.0 (3.8～7.3)
			豊田市浄水町伊保原483番 1地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
22	浄水小学校1 号線 (2897)		豊田市浄水町南平137番4 地先	82.3	4.0 (4.0～4.3)
			豊田市浄水町南平129番地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
23	浄水14号線 (2898)		豊田市浄水町伊保原407番 2地先	328.0	4.0 (3.0～5.3)
			豊田市浄水町伊保原249番 1地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
24	浄水15号線 (2899)		豊田市浄水町伊保原417番 地先	327.7	4.0 (3.5～7.5)
			豊田市浄水町伊保原151番 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
25	浄水16号線 (2900)		豊田市浄水町伊保原203番 3地先	136.8	4.0 (3.5～5.4)
			豊田市浄水町伊保原209番 1地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
26	浄水19号線 (3240)		豊田市浄水町南平72番1地 先	135.2	5.0 (4.6～5.4)
			豊田市浄水町南平76番3地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
27	浄水20号線 (3464)		豊田市浄水町伊保原125番 地先	577.9	4.0 (4.1～6.0)
			豊田市浄水町伊保原77番1 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
28	大清水5号線 (3465)		豊田市大清水町原山53番4 地先	185.2	6.0 (6.0～8.6)
			豊田市大清水町原山52番2 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
29	原山南平線 (805)		豊田市浄水町原山80番地先	792.8	9.0 (8.9～20.7)
			豊田市浄水町南平68番1地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
30	大清水浄水線 (1435)		豊田市大清水町大清水89番 1地先	355.0	4.0 (3.8～6.4)
			豊田市保見町南山222番1 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により各道路の 起終点が変更となり、廃止及び再認定を行うため					

整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
31	西 向 畑 伊 保 原 線 (1494)		豊田市貝津町西向畑3番29 地先	357.1	4.0 (3.0～6.4)
			豊田市浄水町伊保原131番 1地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
32	豊 田 浄 水 場 東 線 (1495)		豊田市浄水町原山1番108 地先	305.1	4.0 (2.5～7.3)
			豊田市浄水町原山357番地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
33	大 清 水 4 号 線 (1699)		豊田市大清水町大清水160 番地先	484.0	4.0 (3.5～11.5)
			豊田市浄水町原山277番地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
34	名 鉄 豊 田 新 線 側 道 5 号 線 (2266)		豊田市大清水町大清水38番 1地先	980.3	4.5 (3.6～8.1)
			豊田市浄水町原山327番地 先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					
35	大 清 水 線 (668)		豊田市大清水町大清水51番 5地先	1332.0	5.0 (5.0～19.5)
			豊田市保見町南山222番1 地先		
豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の 廃止をする必要が生じたため					



整理 番号	路 線 名 (路線番号)	上 段	起 点 終 点	延 長 (m)	標準幅員 (最小～最大) (m)
		下 段	廃 止 の 理 由		
36	殿貝津原山線 (669)		豊田市大清水町大清水137番3地先	1008.9	5.0 (3.1～15.0)
			豊田市貝津町寺前25番1地先		
		豊田浄水特定土地区画整理事業により、市道の廃止をする必要が生じたため			
37	四郷駅前線 (2658)		豊田市四郷町森前62番地先	500.0	5.0 (5.0～10.0)
			豊田市四郷町六反田95番地先		
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により、市道を廃止する必要が生じたため			
38	四郷西山2号線 (1123-2)		豊田市四郷町森前137番1地先	123.8	6.0 (6.3～6.6)
			豊田市四郷町森前166番7地先		
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により、市道を廃止する必要が生じたため			
39	四郷六反田線 (3175)		豊田市四郷町六反田85番地地先	105.0	6.0 (7.5～12.0)
			豊田市四郷町六反田78番地地先		
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により、市道を廃止する必要が生じたため			
40	与茂田下古屋線 (739)		豊田市四郷町与茂田1番35地先	320.0	4.0 (3.0～7.1)
			豊田市四郷町森前137番3地先		
		豊田四郷駅周辺土地区画整理事業により各道路の起終点が変更となり、廃止及び再認定を行うため			

2 廃止路線の総延長 15,323.0m

【担当課：土木管理課】

令和 3 年 3 月市議会定例会  
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

1	令和 2 年度一般会計補正予算（2 月 2 日専決）	1
2	令和 2 年度一般会計・特別会計補正予算（3 月補正）	5
3	令和 2 年度水道事業会計補正予算（3 月補正）	3 1
4	令和 2 年度下水道事業会計補正予算（3 月補正）	3 5
5	令和 3 年度一般会計・特別会計当初予算	3 9
6	令和 3 年度水道事業会計当初予算	6 5
7	令和 3 年度下水道事業会計当初予算	6 9

※ この資料は、議会開会当日、議場  
へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 2 月 1 1 日



令和2年度

豊田市一般会計補正予算資料

(2月2日専決)



令和2年度 2月2日専決 一般会計 (豊専第2号)

繰越明許費補正(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種券作成等業務委託事業	14,000



令和2年度

豊田市 一般会計 補正予算資料  
特別会計

(3月補正)





令和2年度3月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	76.8	77.4	議案第18号		
特 別 会 計	国民健康保険	33,967,032	943,916	34,910,948	11.0	11.0	議案第19号	
	土地区画整理	土橋	1,658,414	0	1,658,414	0.5	0.5	議案第20号
		寺部	447,256	△154	447,102	0.2	0.2	
		花園	3,217,348	△411	3,216,937	1.0	1.0	
	分譲住宅建設	9,115	0	9,115	0.0	0.0		
	卸売市場	203,934	△919	203,015	0.1	0.1	議案第21号	
	水道水源保全	80,352	△2,137	78,215	0.0	0.0	議案第22号	
	母子父子寡婦福祉	20,779	9	20,788	0.0	0.0	議案第23号	
	介護保険	26,265,080	△1,169,705	25,095,375	8.5	7.9	議案第24号	
	財 産 区	盛岡	4,401	620	5,021	0.0	0.0	議案第25号
		賀茂	7,094	132	7,226	0.0	0.0	
	後期高齢者医療	5,697,439	125,757	5,823,196	1.8	1.8	議案第26号	
	産業用地造成	360,466	△122,728	237,738	0.1	0.1	議案第27号	
小 計	71,938,710	△225,620	71,713,090	23.2	22.6			
合 計 (一般会計+特別会計)	309,675,517	7,787,573	317,463,090	100.0	100.0			
企 業 会 計	水道事業	収入	14,093,565	△258,125	13,835,440	—	—	議案第28号
		支出	20,007,148	△1,360,458	18,646,690	—	—	
	下水道事業	収入	12,092,861	△15,811	12,077,050	—	—	議案第29号
		支出	15,759,143	188,351	15,947,494	—	—	
支 出 合 計	35,766,291	△1,172,107	34,594,184	—	—			
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	345,441,808	6,615,466	352,057,274	—	—			

令和2年度3月補正 一般会計 (議案第18号)

(歳入)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	99,679,472	6,803,000	106,482,472	42.0	43.3	
2 地 方 譲 与 税	1,276,000	6,593	1,282,593	0.5	0.5	
3 利 子 割 交 付 金	59,000	20,000	79,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	462,000	△ 7,000	455,000	0.2	0.2	
5 株式等譲渡所得割交付金	281,000	51,000	332,000	0.1	0.2	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,729,000	82,000	2,811,000	1.2	1.2	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,938,000	△ 30,000	9,908,000	4.2	4.0	
8 ゴルフ場利用税交付金	349,000	△ 21,000	328,000	0.1	0.1	
9 自動車取得税交付金	44	0	44	0.0	0.0	
10 環 境 性 能 割 交 付 金	363,000	△ 84,000	279,000	0.2	0.1	
11 地 方 特 例 交 付 金	477,000	71,433	548,433	0.2	0.2	
12 地 方 交 付 税	800,000	252,370	1,052,370	0.3	0.4	
13 交通安全対策特別交付金	59,000	1,000	60,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	159,052	13,844	172,896	0.1	0.1	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,678,716	△ 238,795	2,439,921	1.1	1.0	
16 国 庫 支 出 金	67,101,669	2,175,089	69,276,758	28.2	28.2	
17 県 支 出 金	11,204,608	△ 660,917	10,543,691	4.7	4.3	
18 財 産 収 入	446,046	△ 17,107	428,939	0.2	0.2	
19 寄 附 金	330,867	308,700	639,567	0.1	0.3	
20 繰 入 金	18,515,001	△ 1,013,409	17,501,592	7.8	7.1	
21 繰 越 金	7,377,576	0	7,377,576	3.1	3.0	
22 諸 収 入	4,903,956	△ 152,808	4,751,148	2.1	1.9	
23 市 債	8,546,800	453,200	9,000,000	3.6	3.7	
合 計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	100.0	100.0	

歳入の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主 な 内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 市 税	6,803,000	個 人 市 民 税	177,000	32,597,000	32,774,000
		法 人 市 民 税	6,200,000	9,952,000	16,152,000
		固 定 資 産 税	384,000	41,596,000	41,980,000
12 地方交付税	252,370	地 方 交 付 税 ( 普 通 交 付 税 )	252,370	600,000	852,370
16 国庫支出金	2,175,089	児 童 手 当 負 担 金	△ 178,430	5,144,999	4,966,569
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 費 負 担 金	44,712	0	44,712
		地 方 創 生 拠 点 整 備 交 付 金	119,000	125,000	244,000
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 応 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	987,819	1,643,680	2,631,499
		子 育 て 支 援 施 設 等 利 用 給 付 費 交 付 金	△ 156,306	355,920	199,614
		道 路 メ ン テ ナ ン ス 事 業 費 補 助 金	129,250	0	129,250
		学 校 施 設 環 境 改 善 交 付 金	578,652	210,471	789,123
		都 市 構 造 再 編 集 中 事 業 費 補 助 金	107,400	0	107,400
		社 会 体 育 施 設 整 備 補 助 金	175,122	121,653	296,775
17 県 支 出 金	△ 660,917	医 療 助 成 費 補 助 金	△ 129,509	1,017,963	888,454
		新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 協 力 金 交 付 事 業 費 補 助 金	△ 175,454	627,500	452,046
		準 用 河 川 改 修 費 補 助 金	△ 108,665	148,000	39,335
		国 勢 調 査 費 委 託 金	△ 66,314	215,128	148,814
19 寄 附 金	308,700	介 護 予 防 事 業 推 進 寄 附 金	500,000	0	500,000
23 市 債	453,200	教 育 債	1,788,000	1,441,800	3,229,800
合 計	8,013,193				

## (目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	885,575	△ 12,650	872,925	0.4	0.3	
2 総 務 費	62,727,234	6,723,052	69,450,286	26.4	28.3	
3 民 生 費	62,401,367	△ 1,198,926	61,202,441	26.3	24.9	
4 衛 生 費	23,855,497	△ 406,332	23,449,165	10.0	9.5	
5 労 働 費	915,599	△ 3,279	912,320	0.4	0.4	
6 農 林 水 産 業 費	3,057,533	△ 84,739	2,972,794	1.3	1.2	
7 商 工 費	7,079,587	△ 1,290,629	5,788,958	3.0	2.4	
8 土 木 費	32,255,942	1,299,349	33,555,291	13.6	13.6	
9 消 防 費	7,470,587	△ 120,713	7,349,874	3.1	3.0	
10 教 育 費	27,367,732	3,246,542	30,614,274	11.5	12.5	
11 災 害 復 旧 費	1,041,000	△ 60,000	981,000	0.4	0.4	
12 公 債 費	7,949,154	△ 48,482	7,900,672	3.3	3.2	
13 諸 支 出 金	30,000	△ 30,000	0	0.0	0.0	
14 予 備 費	700,000	0	700,000	0.3	0.3	
合 計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	100.0	100.0	

歳出の主な内訳

(単位：千円)

款	補正額	主 な 内 訳			
			補正額	補正前	補正後
2 総務費	6,723,052	財政調整基金積立金	7,590,554	100,000	7,690,554
		介護予防事業推進基金積立金	550,000	0	550,000
		過誤納還付金	△ 630,000	1,051,000	421,000
3 民生費	△ 1,198,926	国民健康保険金特別会計繰出金	863,834	2,398,335	3,262,169
		介護保険事業特別会計繰出金	△ 190,830	4,066,183	3,875,353
		子ども医療助成費	△ 392,022	2,195,824	1,803,802
		私立認定こども園振興費	△ 328,932	1,280,377	951,445
		児童手当給付費	△ 205,000	7,350,000	7,145,000
4 衛生費	△ 406,332	豊田地域医療センター施設等整備費	△ 217,859	7,725,155	7,507,296
		医療従事者応援金負担金	122,989	16,020	139,009
7 商工費	△ 1,290,629	新型コロナウイルス感染症対策協力金交付費	△ 354,543	1,255,000	900,457
		中小企業等支援費	△ 292,800	700,000	407,200
		産業用地造成事業特別会計繰出金	△ 122,967	360,440	237,473
		信用保証料補助金	△ 359,538	756,000	396,462
8 土木費	1,299,349	特定道路改良促進費	245,771	325,188	570,959
		(仮)水辺ふれあいプラザ整備費	245,473	61,000	306,473
		街路建設費	462,637	2,320,126	2,782,763
		都心環境計画推進費	273,379	152,280	425,659
10 教育費	3,246,542	小学校施設整備費	1,850,200	689,880	2,540,080
		中学校施設整備費	1,122,100	382,147	1,504,247
		ものづくり科学創造推進費	311,700	54,612	366,312
		中央公園費	932,233	925,164	1,857,397
合計	8,013,193				

継続費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	8 文化 体育費	豊田スタジアム 長寿命化改修事業	3,567,200	令和 2	945,000
				3	595,100
				4	916,100
				5	1,111,000

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務 管理費	南庁舎空調修繕・ 照明改修事業	1,527,000	平成 30 元	12,700	1,477,000	平成 30 元	12,700
				2	977,800		2	977,800
				3	536,500		3	486,500
	2 地域 振興費	藤岡南交流館増築事業	109,100	平成 30 元	16,400	90,926	平成 30 元	16,400
				2	92,700		2	74,526
		若園交流館設計事業	49,300	平成 30 元	13,500	47,767	平成 30 元	13,500
3 民生費	4 児童 福祉費	高嶺こども園建設事業	1,050,000	平成 30 元	853,800	1,042,590	平成 30 元	853,800
				2	129,700		2	122,290
				平成 30 元	145,900		842,067	平成 30 元
		令和 元	583,400	令和 元	583,400			
		2	145,800	2	112,767			
		4 衛生費	1 保健 衛生費	(仮)南部1次救急診療所 建設事業	183,800	平成 30 元	30,700	179,192
令和 元	122,600					令和 元	122,600	
2	30,500					2	25,892	
7 商工費	7 商工費	市有建築物 長寿命化改修事業 (産業文化センター)	88,000	平成 30 元	44,000	82,115	平成 30 元	44,000
				2	44,000		2	38,115

継続費補正（変更） つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後			
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
8 土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕・耐震補強事業 (平成記念橋)	910,000	平成30	430,000	892,661	平成30	430,000	
				令和元	270,000		令和元	270,000	
				2	210,000		2	192,661	
	4 河川費	河川改良事業 (準用河川長田川)	1,660,000	2	370,000	1,660,000	2	146,300	
				3	609,000		3	609,000	
				4	255,000		4	309,000	
				5	253,000		5	343,000	
				6	153,000		6	208,000	
				7	20,000		7	44,700	
	10 教育費	3 中学校	朝日丘中学校校舎増築事業	2,590,000	元	1,088,000	2,445,000	元	1,088,000
					2	1,502,000		2	1,357,000
7 社会教育費		(仮)豊田市博物館設計事業	304,300	元	156,000	340,300	元	156,000	
				2	148,300		2	148,300	
							3	36,000	
		旧豊田東高等学校解体事業	396,800	2	198,400	361,800	2	198,400	
				3	198,400		3	163,400	
		旧鈴木家住宅保存整備事業 (その3)	762,000	平成30	123,000	745,000	平成30	123,000	
				令和元	290,000		令和元	290,000	
2				242,000	2		225,000		
3				96,000	3		9,000		
4				11,000	4		98,000		
8 文化体育費		市有建築物長寿命化改修事業 (市民文化会館)	127,400	元	63,700	110,550	元	63,700	
				2	63,700		2	46,850	
		足助プール改築事業	305,000	元	213,500	296,856	元	213,500	
	2			91,500	2		83,356		



繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	
3 民生費	3 老人福祉費	高齢者福祉施設非常用 自家発電設備整備補助事業	5,300	
5 労働費	1 労働費	中小企業等雇用調整補助事業	500,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	路面舗装修繕事業	170,200	
		橋りょう定期点検事業	152,000	
		橋りょう修繕事業 （日影歩道橋外2橋）	50,000	
		橋りょう耐震補強事業 （足助記念橋）	42,200	
		市道新設事業 （市道中垣内九久平1号線）	185,000	
		市道新設事業 （市道藤岡北一色迫線外1路線）	6,900	
		市道改良事業 （市道鍋田1号線外3路線）	14,000	
		市道改良事業 （市道立岩平古線）	12,000	
		市道改良事業 （市道松平足助線）	35,000	
		市道改良事業 （市道築山堤立線）	17,000	
	3 交通安全施設費	市道改良事業 （市道三好岡崎線）	35,000	
		歩道設置事業 （市道千足深田山線外2路線）	104,000	
	4 河川費	歩道設置事業 （市道高嶺通学線）	60,000	
		洪水ハザードマップ作成事業	12,000	
			流域貯留施設整備事業 （米田池）	63,000

繰越明許費補正（追加）つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	5 都市計画費	公共施設管理者負担事業 (土橋土地区画整理事業)	386,500
		公共施設管理者負担事業 (寺部土地区画整理事業)	141,100
		公共施設管理者負担事業 (花園土地区画整理事業)	558,500
		街路建設事業 (都市計画道路豊栄河合線)	230,000
		名鉄三河線若林駅付近 連続立体交差事業	726,000
		特定道路改良促進事業 (豊田南バイパス関連市道 宮町本新線外1路線)	56,000
		特定道路改良促進事業 (豊田北バイパス関連市道 若草4号線)	30,000
		特定道路改良促進事業 (豊田北バイパス関連市道 扶桑1号線)	29,000
		中央公園第二期整備用地調査事業	60,000
		農業用送水管測量設計事業	24,300
10 教育費	2 小学校費	保全改修・トイレ再整備事業 (根川小学校外11校)	1,396,400
		バリアフリー化整備事業 (市木小学校外2校)	243,800
		屋外遊具整備事業 (野見小学校外12校)	210,000
	3 中学校費	保全改修・トイレ再整備事業 (猿投台中学校外5校)	1,122,100
	7 社会教育費	とよた科学体験館 プラネタリウム改修事業	312,000
旧鈴木家住宅 給水工事負担事業		1,200	

繰越明許費補正（追加）つづき

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	1 災害復旧費	農業施設災害復旧事業	47,200
		土木施設災害復旧事業	8,000

繰越明許費補正（変更）

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前	補正後
			金額	金額
6 農産林業水費	2 農地費	地籍調査事業	26,800	74,800

債務負担行為補正（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
ものづくり創造拠点実証フィールド上 仮設事務所等借上	令和3年度から 令和4年度まで	12,300

債務負担行為補正（変更）

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
防災ラジオ取得事業	令和3年度	20,000	令和3年度	115,800

地方債補正（追加）

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校事業費	809,500	普通貸借又は証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資条件又は債権者との協定による。

地方債補正（変更）

（単位：千円）

起債の目的	補正前額	補正後額
地域振興事業費	465,500	426,700
児童福祉事業費	113,300	0
農地事業費	24,600	23,600
林業事業費	0	33,400
道路橋りょう事業費	523,900	329,900
交通安全施設事業費	190,700	55,100
河川事業費	247,000	133,700
都市計画事業費	3,764,300	3,095,200
消防事業費	300,100	297,000
中学校事業費	523,500	1,075,400
社会教育事業費	195,500	157,800
文化体育事業費	722,800	1,187,100
災害復旧事業費	400,000	300,000

## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	33,037,227	△ 378,428	32,658,799	13.9	13.3	
物 件 費	36,182,732	△ 1,340,081	34,842,651	15.2	14.2	
維 持 補 修 費	3,334,057	173,490	3,507,547	1.4	1.4	
扶 助 費	33,259,233	△ 652,186	32,607,047	14.0	13.3	
補 助 費 等	71,108,631	△ 2,798,924	68,309,707	29.9	27.8	
普通建設事業費	39,926,155	4,606,928	44,533,083	16.8	18.1	
災害復旧事業費	1,041,000	△ 60,000	981,000	0.4	0.4	
公 債 費	7,949,154	△ 48,482	7,900,672	3.4	3.2	
積 立 金	108,061	8,155,914	8,263,975	0.1	3.4	
投資及び出資金	572,000	△ 115,899	456,101	0.2	0.2	
貸 付 金	531,000	0	531,000	0.2	0.2	
繰 出 金	9,987,557	470,861	10,458,418	4.2	4.2	
予 備 費	700,000	0	700,000	0.3	0.3	
合 計	237,736,807	8,013,193	245,750,000	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第19号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	7,573,919	86,413	7,660,332
	2 国庫支出金	3,741	21,337	25,078
	3 県支出金	22,865,228	△ 187,242	22,677,986
	4 財産収入	2,314	544	2,858
	5 繰入金	3,327,782	1,004,509	4,332,291
	6 繰越金	20,000	80,223	100,223
	7 諸収入	174,048	△ 61,868	112,180
	合計	33,967,032	943,916	34,910,948
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	397,978	△ 8,351	389,627
	2 保険給付費	22,591,664	42,690	22,634,354
	3 国民健康保険 事業費納付金	10,541,561	0	10,541,561
	4 保健事業費	367,413	△ 1,763	365,650
	5 基金積立金	2,314	926,040	928,354
	6 諸支出金	61,102	△ 14,700	46,402
7 予備費	5,000	0	5,000	
合計	33,967,032	943,916	34,910,948	

(単位：千円)

議案第20号 都市計画事業 土地区画整理 (土橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	△ 1	0
	2 負担金	964,200	△ 293,950	670,250
	3 使用料及び手数料	110	△ 30	80
	4 繰入金	693,930	290,489	984,419
	5 繰越金	1	3,522	3,523
	6 諸収入	172	△ 30	142
	合計	1,658,414	0	1,658,414
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	1,658,414	0	1,658,414
	合計	1,658,414	0	1,658,414
	都市計画事業 土地区画整理 (寺部)	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		104,000	43,961	147,961
2 負担金		192,000	43,020	235,020
3 使用料及び手数料		160	0	160
4 繰入金		150,947	△ 89,940	61,007
5 繰越金		1	1,950	1,951
6 諸収入		148	855	1,003
合計		447,256	△ 154	447,102
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 寺部土地区画整理費		447,256	△ 154	447,102
合計		447,256	△ 154	447,102

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	6,812	6,813
	2 負担金	1,705,600	264,530	1,970,130
	3 使用料及び手数料	80	△ 5	75
	4 繰入金	1,510,902	△ 271,718	1,239,184
	5 繰越金	640	0	640
	6 諸収入	125	△ 30	95
	合計	3,217,348	△ 411	3,216,937
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 花園土地区画整理費	3,217,348	△ 411	3,216,937
	合計	3,217,348	△ 411	3,216,937



(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				平成			平成	
都市計画事業 土地区画整理 つづき  継続費補正 (変更)			38,290,000	10	70,000	38,290,000	10	70,000
				11	97,000		11	97,000
				12	197,000		12	197,000
				13	101,000		13	101,000
				14	34,000		14	34,000
				15	62,000		15	62,000
				16	235,000		16	235,000
				17	1,589,000		17	1,589,000
				18	1,708,000		18	1,708,000
				19	2,315,000		19	2,315,000
				20	2,613,000		20	2,613,000
				21	2,975,000		21	2,975,000
				22	3,423,000		22	3,423,000
				23	2,740,000		23	2,740,000
				24	1,820,000		24	1,820,000
				25	1,606,000		25	1,606,000
				26	2,026,000		26	2,026,000
				27	2,395,000		27	2,395,000
				28	4,126,000		28	4,126,000
				29	2,974,000		29	2,974,000
				30	1,444,000		30	1,444,000
				令和			令和	
				元	1,476,000		元	1,476,000
				2	1,565,000		2	1,565,000
				3	408,000		3	460,000
				4	137,000		4	85,000
				5	81,000		5	81,000
				6	58,000		6	58,000
				7	15,000		7	15,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
都市計画事業 土地区画整理 つづき  継続費補正 (変更) つづき	寺部 土地 区画 整理費	豊田都市計画 寺部 土地 区画 整理事業	14,841,000	平成19	9,000	14,841,000	平成19	9,000
				20	259,000		20	259,000
				21	112,000		21	112,000
				22	35,000		22	35,000
				23	300,000		23	300,000
				24	1,253,000		24	1,253,000
				25	777,000		25	777,000
				26	1,112,000		26	1,112,000
				27	2,240,000		27	2,240,000
				28	2,446,000		28	2,446,000
				29	2,894,000		29	2,894,000
				30	1,225,000		30	1,225,000
				令和元	1,040,000		令和元	1,040,000
				2	385,000		2	385,000
				3	669,000		3	230,000
4	85,000	4	524,000					
花園 土地 区画 整理費	花園 土地 区画 整理費	豊田都市計画 花園 土地 区画 整理事業	20,975,000	平成22	40,000	20,975,000	平成22	40,000
				23	130,000		23	130,000
				24	50,000		24	50,000
				25	266,000		25	266,000
				26	452,000		26	452,000
				27	1,380,000		27	1,380,000
				28	2,336,000		28	2,336,000
				29	2,853,000		29	2,853,000
				30	2,880,000		30	2,880,000
				令和元	4,034,000		令和元	4,034,000
				2	3,127,500		2	3,127,500
				3	2,135,000		3	2,211,800
				4	876,000		4	800,000
5	292,000	5	292,000					
6	123,500	6	122,700					

(単位：千円)

議案第21号 卸売市場	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	100,468	△ 7,098	93,370
	2 繰入金	32,898	△ 2,898	30,000
	3 繰越金	1	13,551	13,552
	4 諸収入	70,567	△ 4,474	66,093
	合計	203,934	△ 919	203,015
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸売市場費	203,434	△ 919	202,515
	2 予備費	500	0	500
合計	203,934	△ 919	203,015	
議案第22号 水道水源 保全事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 負担金	45,031	159	45,190
	2 財産収入	456	△ 27	429
	3 寄附金	1	0	1
	4 繰入金	34,861	△ 3,067	31,794
	5 繰越金	1	798	799
	6 諸収入	2	0	2
	合計	80,352	△ 2,137	78,215
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 水道水源保全費	80,352	△ 2,137	78,215
	合計	80,352	△ 2,137	78,215
	(繰越明許費)			
款	項	事業名	金額	
1 水道水源保全費	1 水道水源保全費	水道水源保全基金PR動画作成等事業	2,200	

(単位：千円)

議案第23号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	9,703	△ 7,169	2,534
	2 繰入金	4,911	0	4,911
	3 繰越金	1	8,340	8,341
	4 諸収入	3	△ 1	2
	5 市債	6,161	△ 1,161	5,000
	合計	20,779	9	20,788
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 貸付事業費	19,511	0	19,511
	2 公債費	821	0	821
	3 諸支出金	447	9	456
	合計	20,779	9	20,788
	(地方債補正(変更))			
起債の目的	補正前限度額	補正後限度額		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	6,161	5,000		

(単位：千円)

議案第24号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	6,508,250	65,710	6,573,960
	2 手数料	1,405	△ 340	1,065
	3 国庫支出金	4,834,314	△ 249,068	4,585,246
	4 支払基金交付金	6,650,340	△ 563,518	6,086,822
	5 県支出金	3,652,980	△ 266,523	3,386,457
	6 財産収入	2,329	2,600	4,929
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	4,608,748	△ 733,395	3,875,353
	9 繰越金	1	574,279	574,280
	10 諸収入	6,712	550	7,262
	合計	26,265,080	△ 1,169,705	25,095,375
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	664,884	△ 27,644	637,240
	2 保険給付費	23,868,154	△ 1,247,000	22,621,154
	3 地域支援事業費	1,712,024	△ 78,684	1,633,340
	4 基金積立金	1	136,564	136,565
	5 諸支出金	10,017	47,059	57,076
6 予備費	10,000	0	10,000	
合計	26,265,080	△ 1,169,705	25,095,375	

(単位：千円)

議案第25号 財産区（盛岡）	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 財産収入	3,781	10	3,791
	2 繰入金	617	0	617
	3 繰越金	1	590	591
	4 諸収入	2	20	22
	合計	4,401	620	5,021
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	4,400	△ 965	3,435
	2 基金積立金	1	1,585	1,586
合計	4,401	620	5,021	
財産区（賀茂）	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 財産収入	126	△ 12	114
	2 繰入金	6,965	0	6,965
	3 繰越金	1	144	145
	4 諸収入	2	0	2
	合計	7,094	132	7,226
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	7,093	△ 3,655	3,438
	2 基金積立金	1	3,787	3,788
合計	7,094	132	7,226	

(単位：千円)

議案第26号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	4,925,273	88,584	5,013,857
	2 繰入金	760,199	△ 5,109	755,090
	3 繰越金	1,000	42,320	43,320
	4 諸収入	10,967	△ 38	10,929
	合計	5,697,439	125,757	5,823,196
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	127,721	△ 40	127,681
2 広域連合納付金	5,559,231	125,797	5,685,028	
3 諸支出金	10,487	0	10,487	
合計	5,697,439	125,757	5,823,196	

(単位：千円)

議案第27号  産業用地 造成事業	(歳入)								
	款	補正前の額		補正額		計			
	1 事業収入	1		△ 1		0			
	2 繰入金	360,440		△ 122,967		237,473			
	3 繰越金	1		245		246			
	4 諸収入	24		△ 5		19			
	合計	360,466		△ 122,728		237,738			
	(歳出)								
	款	補正前の額		補正額		計			
	1 産業用地造成費	350,465		△ 112,727		237,738			
	2 諸支出金	1		△ 1		0			
	3 予備費	10,000		△ 10,000		0			
	合計	360,466		△ 122,728		237,738			
	(継続費補正(変更))								
	款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額	
				平成			平成		
				30	700,000		30	700,000	
				令和			令和		
1 産業用地造成費	1 産業用地造成費	花本地区産業用地造成事業	1,900,000	元	900,000	1,789,699	元	900,000	
				2	300,000		2	189,699	





令和 2 年度

豊田市水道事業会計補正予算資料

( 3 月補正 )

令和2年度 水道事業会計 3月補正予算（議案第28号）

1 収益的収入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業収益	給水収益	8,491,932	△ 82,112	8,409,820	水道料金 △ 82,112
	その他営業収益	20,073	△ 7,403	12,670	指定工事業者登録・更新及び立会検査手数料 529 配水管移設工事収益 258 配水管修繕工事収益 △ 290 消火栓維持修繕工事収益 △ 7,900
	受取利息	1,014	5,485	6,499	預金利息 5,485
	他会計負担金	47,546	0	47,546	
	他会計補助金	1,400,000	△ 76,000	1,324,000	一般会計補助金(臨時特別) △ 76,000
営業外収益	長期前受金戻入	1,374,236	△ 48,331	1,325,905	
	雑収益	168,028	19,604	187,632	下水道使用料金徴収業務負担金 △ 3,206 水道サービス協会委託料剰余金等 28,163 その他 △ 5,353
	特別利益	135	1,179	1,314	過年度損益修正益 1,179
合 計	11,502,964	△ 187,578	11,315,386		

○水道事業費用

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業費用	原水及び浄水費	3,648,463	△ 39,010	3,609,453	浄水施設管理費 △ 38,998 その他 △ 12
	配水及び給水費	1,516,992	△ 74,355	1,442,637	人件費 △ 10,000 配水施設管理費 △ 32,880 配水管維持管理費 △ 24,780 給水事業費 △ 5,299 水道メーター管理費 △ 934 その他 △ 462
	業務費	374,450	△ 4,163	370,287	人件費 △ 2,000 業務事務費 △ 1,272 その他 △ 891
	総係費	199,197	△ 19,719	179,478	人件費 △ 56 普及宣伝費 △ 239 電子計算機器費 △ 2,003 その他 △ 17,421
	減価償却費	4,767,758	△ 186,550	4,581,208	有形固定資産減価償却費 △ 186,550
	資産減耗費	265,120	△ 21,554	243,566	固定資産除却費 △ 21,554
	支払利息	274,903	△ 1,078	273,825	企業債償還利息 △ 1,078
	雑支出	3,124	△ 1	3,123	
	消費税及び地方消費税	94,436	0	94,436	
	特別損失	9,575	△ 641	8,934	固定資産売却損 359 過年度損益修正損 △ 1,000
合 計	11,154,018	△ 347,071	10,806,947		
収 支	348,946	159,493	508,439		

## 2 資本的収入及び支出

### ○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳		
収 入	企業債	800,000	0	800,000		
	工事分担金	1,230,348	△ 40,792	1,189,556	消火栓設置工事分担金	△ 2,809
					下水道関連支障移転工事分担金	△ 46,120
					区画整理事業等分担金	△ 65,259
					加算分担金	△ 1,020
					土木工事支障移転工事分担金	74,416
	国庫補助金	78,755	△ 4,427	74,328	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	△ 4,427
	県補助金	75,900	△ 8,900	67,000	緊急時給水拠点確保等事業(管路)	△ 17,500
					緊急時給水拠点確保等事業(施設)	5,950
					水道管路耐震化等推進事業	2,650
固定資産 売却収入	666	141	807	水道メーター	141	
給水負担金	226,457	△ 16,569	209,888	新規給水負担金	△ 16,186	
				メーター負担金	△ 383	
他会計負担金	178,475	0	178,475			
合 計	2,590,601	△ 70,547	2,520,054			

### ○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳		
建 設 改 良 費	水道拡張費	601,534	△ 78,277	523,257	人件費	△ 5,000
					拡張事業費	△ 73,232
					豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業	△ 73,232
					その他	△ 45
	水道整備費	6,599,683	△ 894,716	5,704,967	人件費	△ 4,000
					配水施設等整備費	△ 278,159
					老朽化対策	△ 243,000
					その他	△ 35,159
					水道管整備費	△ 588,043
					新設	△ 19,666
老朽化対策					△ 70,310	
下水道事業支障移転					△ 138,000	
区画整理等開発関連					△ 40,421	
給水申込関連事業					△ 67,000	
土木工事支障移転	△ 252,403					
その他	△ 243					
災害対策事業費	△ 3,000					
企画・計画事業	△ 18,927					
その他	△ 2,587					
固定資産 購入費	161,250	△ 40,394	120,856	水道メーター	△ 29,858	
				水質検査機器等	△ 10,536	
償 還 金	1,490,663	0	1,490,663			
合 計	8,853,130	△ 1,013,387	7,839,743			
収 支	△ 6,262,529	942,840	△ 5,319,689			

\*収支不足額5,319,689千円は、損益勘定留保資金等により補填。



令和 2 年度

豊田市下水道事業会計補正予算資料

( 3 月補正 )

令和2年度 下水道事業会計 3月補正予算（議案第29号）

1 収益的収入及び支出

○下水道事業収益 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
営業収益	下水道収益	4,199,087	10,412	4,209,499	下水道使用料 10,412
	他会計負担金	571,516	△ 29,739	541,777	雨水処理一般会計負担金 △ 29,739
	その他営業収益	50	0	50	
営業外収益	受取利息	78	1,331	1,409	預金利息 1,331
	他会計負担金	2,099,461	△ 48,047	2,051,414	污水处理等一般会計負担金 △ 48,047
	他会計補助金	158,994	△ 1,100	157,894	污水处理等一般会計補助金 △ 1,100
	国庫補助金	53,815	△ 25,975	27,840	社会資本整備総合交付金 △ 25,975
	長期前受金戻入	1,831,208	△ 21,133	1,810,075	
	雑収益	2,396	480	2,876	受益者負担金延滞金 29
					目的外使用料 198
その他 253					
特別利益	8	582	590	過年度損益修正益 582	
合計	8,916,613	△ 113,189	8,803,424		

○下水道事業費用 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳					
営業費用	污水管渠費	335,639	△ 1,773	333,866	污水管渠管理費 △ 959				
					下水道管理システム費 △ 59				
					水質管理費 △ 750				
	污水ポンプ場費	73,875	0	73,875					
	污水处理場費	253,394	△ 74	253,320	污水处理場管理費 △ 71				
	流域下水道維持管理負担金	1,304,048	0	1,304,048					
	雨水施設費	108,292	△ 3,102	105,190	雨水ポンプ場管理費 △ 123				
					雨水管渠管理費 △ 2,469				
					雨水貯留浸透施設補助金 △ 310				
					その他 △ 200				
業務費	200,241	△ 5,174	195,067	人件費 △ 13					
				使用料徴収費 △ 3,206					
				雨水貯留施設転用補助金 △ 240					
				水洗便所改造資金利子補給金 △ 366					
総係費	103,827	△ 4,730	99,097	汚水ポンプ施設設置費補助金 △ 1,300					
				普及宣伝費 △ 510					
				電子計算機器費 △ 1,001					
営業外費用	減価償却費	4,972,753	△ 20,470	4,952,283	固定資産減価償却費 △ 20,470				
					資産減耗費	171,020	△ 114,058	56,962	固定資産除却費 △ 114,058
									支払利息
	雑支出	539	0	539					
	消費税及び地方消費税	22,963	235,725	258,688					
					特別損失	4,514	△ 200	4,314	過年度損益修正損 △ 200
	合計	8,268,170	62,851	8,331,021					
	収 支	648,443	△ 176,040	472,403					

## 2 資本的収入及び支出

### ○資本的収入

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
収 入	企業債	1,447,800	△ 43,900	1,403,900	公共下水道事業債 △ 27,000 流域下水道事業債 △ 16,900
	出資金	542,000	△ 121,440	420,560	区画整理事業分等 △ 121,440
	国庫補助金	983,852	208,458	1,192,310	社会資本整備総合交付金 △ 33,042 浸水対策下水道事業費補助金 234,500 農山漁村地域整備補助金 7,000
	県補助金	8,000	△ 7,200	800	市町村下水道事業費補助金 △ 200 農山漁村地域整備補助金 △ 7,000
	受益者負担金	124,116	80,813	204,929	
	工事負担金	70,480	△ 19,353	51,127	汚水管移設公共補償金 △ 19,353
	合 計	3,176,248	97,378	3,273,626	

### ○資本的支出

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	補正後予定額	主 な 内 訳	
建 設 改 良 費	管渠整備費	4,453,623	157,035	4,610,658	人件費 △ 5,009 汚水管渠建設事業 △ 4,433 汚水管渠支障移転事業 △ 8,580 雨水管渠更新事業 177,600 耐震対策 177,600 企画・計画事業 △ 1,843 その他 △ 700
	ポンプ場整備費	13,584	0	13,584	
	処理場整備費	32,209	△ 19,684	12,525	汚水処理場更新事業 △ 19,684 老朽化対策 △ 6,475 耐震対策 △ 13,209
	流域下水道建設負担金	110,273	△ 11,851	98,422	矢作川流域 △ 7,171 境川流域 △ 4,680
償還金	2,881,284	0	2,881,284		
合 計	7,490,973	125,500	7,616,473		
収 支	△ 4,314,725	△ 28,122	△ 4,342,847		

\*収支不足額4,342,847千円は、損益勘定留保資金等により補填。





令和3年度

豊田市 一般会計 当初予算資料  
特別会計



令和3年度 各会計別当初予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率	備考		
一般会計	179,800,000	72.0	182,600,000	71.7	△ 2,800,000	△ 1.5	議案第30号		
特別会計	国民健康保険	34,566,572	13.9	33,948,619	13.3	617,953	1.8	議案第31号	
	土地区画整理	土橋	553,366	0.2	1,661,297	0.7	△ 1,107,931	△ 66.7	議案第32号
		寺部	290,038	0.1	455,395	0.2	△ 165,357	△ 36.3	
		花園	2,301,645	0.9	3,214,166	1.3	△ 912,521	△ 28.4	
	分譲住宅建設	11,289	0.0	7,458	0.0	3,831	51.4	議案第33号	
	卸売市場	219,251	0.1	207,027	0.1	12,224	5.9	議案第34号	
	水道水源保全	101,706	0.0	80,352	0.0	21,354	26.6	議案第35号	
	母子父子寡婦福祉	14,286	0.0	20,779	0.0	△ 6,493	△ 31.2	議案第36号	
	介護保険	25,694,182	10.3	26,271,457	10.3	△ 577,275	△ 2.2	議案第37号	
	財産区	盛岡	4,030	0.0	4,401	0.0	△ 371	△ 8.4	議案第38号
		賀茂	6,581	0.0	7,094	0.0	△ 513	△ 7.2	
	後期高齢者医療	5,965,741	2.4	5,691,993	2.2	273,748	4.8	議案第39号	
	産業用地造成	花本	27,003	0.0	360,466	0.2	△ 333,463	△ 92.5	議案第40号
		豊田東インターチェンジ周辺	109,986	0.1	—	—	109,986	皆増	
小計	69,865,676	28.0	71,930,504	28.3	△ 2,064,828	△ 2.9			
合計 (一般会計+特別会計)	249,665,676	100.0	254,530,504	100.0	△ 4,864,828	△ 1.9			
企業会計	水道事業	収入	15,317,183	—	14,093,565	—	1,223,618	8.7	議案第41号
		支出	21,773,619	—	20,007,148	—	1,766,471	8.8	
	下水道事業	収入	12,075,229	—	12,092,861	—	△ 17,632	△ 0.1	議案第42号
		支出	16,111,162	—	15,759,143	—	352,019	2.2	
支出合計	37,884,781	—	35,766,291	—	2,118,490	5.9			
総計 (一般会計+特別会計+企業会計)	287,550,457	—	290,296,795	—	△ 2,746,338	△ 0.9			

## 一 般 会 計 款 別 集 計 表

令和3年度当初予算

(議案第30号)

( 歳 入 )

(単位：千円・%)

款	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率
1 市 税	93,462,233	52.0	99,679,472	54.6	△ 6,217,239	△ 6.2
2 地 方 譲 与 税	1,256,860	0.7	1,276,000	0.7	△ 19,140	△ 1.5
3 利 子 割 交 付 金	56,000	0.0	59,000	0.0	△ 3,000	△ 5.1
4 配 当 割 交 付 金	420,000	0.2	462,000	0.2	△ 42,000	△ 9.1
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	318,000	0.2	281,000	0.2	37,000	13.2
6 法 人 事 業 税 交 付 金	2,442,000	1.4	2,729,000	1.5	△ 287,000	△ 10.5
7 地 方 消 費 税 交 付 金	9,961,000	5.5	9,938,000	5.4	23,000	0.2
8 ゴルフ場利用税交付金	343,000	0.2	349,000	0.2	△ 6,000	△ 1.7
9 自動車取得税交付金	1	0.0	44	0.0	△ 43	△ 97.7
10 環境性能割交付金	323,000	0.2	363,000	0.2	△ 40,000	△ 11.0
11 地方特例交付金	1,701,000	1.0	477,000	0.3	1,224,000	256.6
12 地 方 交 付 税	200,000	0.1	800,000	0.4	△ 600,000	△ 75.0
13 交通安全対策特別交付金	59,000	0.0	59,000	0.0	0	0.0
14 分担金及び負担金	120,316	0.1	159,052	0.1	△ 38,736	△ 24.4
15 使用料及び手数料	2,687,265	1.5	2,678,716	1.5	8,549	0.3
16 国 庫 支 出 金	23,413,508	13.0	20,368,732	11.2	3,044,776	14.9
17 県 支 出 金	10,838,599	6.0	10,244,127	5.6	594,472	5.8
18 財 産 収 入	379,703	0.2	446,046	0.2	△ 66,343	△ 14.9
19 寄 附 金	163,645	0.1	103,767	0.1	59,878	57.7
20 繰 入 金	13,438,408	7.5	16,836,628	9.2	△ 3,398,220	△ 20.2
21 繰 越 金	2,000,000	1.1	2,000,000	1.1	0	0.0
22 諸 収 入	5,216,462	2.9	5,790,416	3.2	△ 573,954	△ 9.9
23 市 債	11,000,000	6.1	7,500,000	4.1	3,500,000	46.7
合 計	179,800,000	100.0	182,600,000	100.0	△ 2,800,000	△ 1.5

歳入の主な内訳

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳	
1 市 税	93,462,233	99,679,472	△ 6.2	市民税	38,383,000
				個人市民税	30,786,000
				法人市民税	7,597,000
				固定資産税	39,980,067
				市たばこ税	2,565,001
				事業所税	7,411,000
				都市計画税	4,121,000
14 分担金及び負担金	120,316	159,052	△ 24.4	こども園運営費負担金	78,954
15 使用料及び手数料	2,687,265	2,678,716	0.3	こども園保育料	167,782
				こども発達センター診療収入	178,128
				道路・河川等占用料	249,000
				都市公園使用料	232,275
				市営住宅使用料	524,791
				塵芥処理手数料	473,514
16 国庫支出金	23,413,508	20,368,732	14.9	障がい者自立支援事業費負担金	3,427,904
				障がい児入所給付費等負担金	821,529
				児童手当負担金	5,025,464
				児童扶養手当負担金	367,774
				生活保護費負担金	3,050,478
				新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	1,730,520
				重層的支援体制整備事業交付金	376,636
				子ども・子育て支援交付金	416,553
				教育・保育給付費交付金	2,331,101
				道整備交付金	636,000
				連続立体交差事業費補助金	440,000
				社会資本整備総合交付金	1,140,307
都市構造再編集中事業費補助金	642,677				

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主 な 内 訳	
17 県 支 出 金	10,838,599	10,244,127	5.8	障がい者自立支援事業費負担金	1,713,952
				障がい児入所給付費等負担金	410,764
				後期高齢者医療保険 基盤安定拠出金	513,782
				教育・保育給付費負担金	1,081,705
				児童手当負担金	1,082,764
				国民健康保険基盤安定負担金	1,001,411
				医療助成費補助金	993,620
				福祉給付金支給費補助金	388,299
				介護施設等整備事業費補助金	298,533
				重層的支援体制整備 事業交付金	161,254
				子ども・子育て支援交付金	409,512
				教育・保育給付費補助金	194,600
				私立幼稚園授業料等 軽減補助金	128,441
				土地改良事業費補助金	115,224
				多面的機能支払補助金	134,622
				準用河川改修費補助金	187,000
				県民税徴収取扱費委託金	690,000
衆議院議員総選挙 執行経費委託金	167,613				
18 財 産 収 入	379,703	446,046	△ 14.9	土地建物貸付収入	203,839
				土地売払収入	65,003
19 寄 附 金	163,645	103,767	57.7	一般寄附金	150,000
				動物愛護寄附金	7,000
20 繰 入 金	13,438,408	16,836,628	△ 20.2	財政調整基金繰入金	8,700,000
				公共施設安全安心基金繰入金	900,000
				幹線道路建設基金繰入金	600,000
				保健医療福祉基金繰入金	2,400,000

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳	
22 諸 収 入	5,216,462	5,790,416	△ 9.9	小規模企業等振興資金元金収入	344,000
				商工業者事業資金元金収入	168,000
				後期高齢者医療広域連合 受託事業収入	171,060
				清掃事務受託事業収入	118,980
				給食費収入	2,358,781
				放課後児童健全育成事業 参加者負担金	285,273
				広告料収入	8,246
				渡刈クリーンセンター売電収入	292,660
				23 市 債	11,000,000
民生債	35,900				
衛生債	415,000				
農林水産業債	97,100				
土木債	3,822,000				
消防債	159,500				
教育債	3,180,800				
減収補填債	2,500,000				
合 計	179,800,000	182,600,000	△ 1.5		



## ( 目 的 別 歳 出 )

(単位：千円・%)

款	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比較	増減率
1 議 会 費	894,316	0.5	916,079	0.5	△ 21,763	△ 2.4
2 総 務 費	19,374,050	10.8	19,054,016	10.4	320,034	1.7
3 民 生 費	63,290,135	35.2	60,193,736	33.0	3,096,399	5.1
4 衛 生 費	19,620,693	10.9	21,392,170	11.7	△ 1,771,477	△ 8.3
5 労 働 費	153,381	0.1	146,769	0.1	6,612	4.5
6 農 林 水 産 業 費	2,888,368	1.6	3,018,745	1.7	△ 130,377	△ 4.3
7 商 工 費	4,028,597	2.2	4,061,536	2.2	△ 32,939	△ 0.8
8 土 木 費	26,726,773	14.9	31,512,345	17.3	△ 4,785,572	△ 15.2
9 消 防 費	7,093,515	3.9	7,360,300	4.0	△ 266,785	△ 3.6
10 教 育 費	27,656,631	15.4	26,531,150	14.5	1,125,481	4.2
11 災 害 復 旧 費	250,000	0.1	234,000	0.1	16,000	6.8
12 公 債 費	7,293,541	4.1	7,949,154	4.4	△ 655,613	△ 8.2
13 諸 支 出 金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
14 予 備 費	500,000	0.3	200,000	0.1	300,000	150.0
合 計	179,800,000	100.0	182,600,000	100.0	△ 2,800,000	△ 1.5

歳出の主な内訳

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳	
2 総務費	19,374,050	19,054,016	1.7	職員退職手当	1,355,199
				新生児お祝い金給付費補助金	350,000
				拳母地域振興費	329,918
				高橋地域振興費	177,607
				上郷地域振興費	140,733
				高岡地域振興費	282,579
				猿投地域振興費	181,753
				松平地域振興費	91,028
				藤岡地域振興費	331,420
				小原地域振興費	255,037
				足助地域振興費	540,133
				下山地域振興費	324,716
				旭地域振興費	251,939
				稲武地域振興費	558,893
				過誤納還付金	421,000
戸籍住民基本台帳費	455,084				
3 民生費	63,290,135	60,193,736	5.1	国民健康保険特別会計繰出金	2,381,580
				介護保険事業特別会計繰出金	3,913,331
				子ども医療助成費	2,069,951
				心身障がい者医療助成費	861,811
				精神障がい者医療助成費	477,802
				福祉給付金助成費	873,939
				障がい者手当給付費	759,366
				障がい者介護給付費	4,230,464
				障がい者訓練等給付費	1,871,351
				重層的支援体制整備事業費	1,246,527
				後期高齢者療養給付費負担金	3,304,646
				後期高齢者医療 特別会計繰出金	814,467

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主 な 内 訳
3 民生費 (つづき)				放課後児童健全育成費 1,347,163 私立こども園振興費 578,672 私立認定こども園振興費 1,009,858 教育・保育給付費 5,120,728 児童手当給付費 7,191,070 児童扶養手当給付費 1,103,323 児童発達支援費 1,448,304 生活保護扶助費 4,117,304
4 衛生費	19,620,693	21,392,170	△ 8.3	豊田地域医療センター 施設等整備費 2,483,589 豊田地域医療センター 運営費負担金 520,000 保健事業費 732,133 母子保健対策費 500,971 感染症対策費 2,357,607 予防接種費 1,515,385 水道事業補助金 600,000 ごみ収集事業費 955,811 緑のリサイクルセンター費 522,315 逢妻衛生プラント費 348,685 渡刈クリーンセンター費 2,153,885 藤岡プラント費 597,792
5 労働費	153,381	146,769	4.5	就労支援費 70,531
6 農産 林業 水費	2,888,368	3,018,745	△ 4.3	中山間地域等直接支払費 112,632 用水保全費 117,746 多面的機能支払費 179,067 土地改良事業費補助金 154,117 森づくり推進費 119,710 林道開設・舗装・改良費 (18事業) 284,874

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主な内訳	
7 商工費	4,028,597	4,061,536	△ 0.8	商業活性化対策費	204,741
				工業振興推進費	180,268
				デジタル化促進費	230,000
				産業立地政策推進費	1,052,919
				資金融資費	512,000
				豊田おいでんまつり 開催負担金	231,588
8 土木費	26,726,773	31,512,345	△ 15.2	道路修繕費	1,912,402
				橋りょう修繕・耐震対策費	553,729
				市道新設・改良費(30事業)	1,183,588
				交通安全施設整備費	165,162
				歩道設置費	205,952
				河川改良費(長田川ほか)	896,774
				土地区画整理 公共施設管理者負担金	1,296,700
				都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	1,625,287
				街路建設費(8事業)	1,736,948
				特定道路建設費	2,818,603
				特定道路改良促進費	121,237
				下水道事業負担金	2,494,088
				下水道事業出資金	500,000
				地域広場整備費	186,159
				都心環境計画推進費	732,059
バス運行推進費	934,648				
市営住宅整備費	222,182				

(単位：千円・%)

款	令和3年度	令和2年度	増減率	主 な 内 訳	
9 消 防 費	7,093,515	7,360,300	△ 3.6	常備消防活動費	713,852
				非常備消防活動費	204,488
				消防車両整備費	230,553
				危機管理対策費	71,145
				防災設備費	346,837
10 教 育 費	27,656,631	26,531,150	4.2	教材備品整備費（小学校・ 中学校・特別支援学校）	487,777
				施設整備費（小学校・ 中学校・特別支援学校）	1,047,589
				小学校校舎建設費 （中山小学校）	25,000
				中学校校舎建設費 （若園中学校ほか）	590,900
				通学バス運行費（小学校・ 中学校・特別支援学校）	214,128
				児童生徒対象事業費（小学 校・中学校・特別支援学校）	263,777
				学校給食協会委託費	1,388,636
				豊田特別支援学校 調理場整備費	279,457
				博物館費	2,249,245
				市民文化会館費	1,694,617
				中央公園費	1,565,047
				（仮）松平地域体育館費	402,048
美術館展覧会開催費	126,622				
合 計	179,800,000	182,600,000	△ 1.5		

継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	4 児福社 童費	市有建築物 長寿命化改修事業 (こども発達センター)	344,000	令和 3	255,000
				4	89,000
4 衛生費	3 清掃費	清掃事業所改修事業	204,000	3	142,800
				4	61,200
		緑のリサイクルセンター 設備改修事業	466,300	3	317,700
				4	148,600
		市有建築物 長寿命化改修事業 (藤岡プラント)	179,600	3	143,700
				4	35,900
8 土木費	2 道路橋 りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業 (竜宮橋)	130,000	3	65,000
				4	65,000
	5 都計画 市費	内環状線建設事業 (高橋細谷線 野見御立工区)	360,000	3	76,000
				4	234,000
				5	50,000
10 教育費	7 社教育 会費	(仮)豊田市博物館 建設事業	8,089,100	3	2,021,300
				4	3,185,400
				5	2,882,400

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎等総合管理業務委託事業	令和4年度から 令和6年度まで	871,200
社会参加型介護予防推進業務委託事業	令和4年度から 令和8年度まで	479,200
地域バス運行負担事業 (高岡地区)	令和4年度	44,900
どんぐり横丁備品取得事業	令和4年度	26,300
市県民税課税資料 データ化業務委託事業	令和4年度	11,900
市県民税特別徴収税額通知書 作成等業務委託事業	令和4年度	12,900
宅地等地価調査業務委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	42,400
健診受診券等作成業務委託事業	令和4年度	2,700
畝部小学校 仮設放課後活動室借上	令和4年度から 令和8年度まで	5,200
放課後児童クラブ運営業務委託事業 (南東部ブロック)	令和4年度	173,200
中山こども園 仮設園舎借上	令和4年度から 令和9年度まで	51,000
こども園等警備業務委託事業 (その2)	令和4年度から 令和8年度まで	24,300
古瀬間聖苑運営管理業務委託事業	令和4年度から 令和5年度まで	184,300
小型ワイドパッカー車等取得事業	令和4年度	52,900
逢妻衛生プラント包括的 運転維持管理業務委託事業	令和4年度から 令和7年度まで	954,300千円及び物価 変動等の変更に伴う 増減額の合計額を加 算した額
砂川衛生プラント包括的 運転維持管理業務委託事業	令和4年度から 令和7年度まで	875,300千円及び物価 変動等の変更に伴う 増減額の合計額を加 算した額
基幹バス運行負担事業	令和4年度	319,900
防災ラジオ取得事業	令和4年度	10,000
稲武芝育成場管理棟借上	令和4年度から 令和7年度まで	3,300

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
豊田市土地開発公社による 公共用地の先行取得事業	令和3年度から 令和7年度まで	豊田市との協定により豊田市土地開発公社が令和2年度以前に取得した用地及び令和3年度に取得する用地に係る事業資金（次のとおり）、利子及び事務費
(市道・街路)		11,144,186
(公園、緑地、広場)		240,612
(その他)		1,239,987

## 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	総務管理事業費始め17事業
限度額	11,000,000
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
償還の方法	融資条件又は債権者との協定による。



## (性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	令和3年度	構成比	令和2年度	構成比	比 較	増減率
人 件 費	32,962,173	18.3	32,894,463	18.0	67,710	0.2
物 件 費	36,310,500	20.2	34,666,967	19.0	1,643,533	4.7
維 持 補 修 費	3,409,530	1.9	3,334,057	1.8	75,473	2.3
扶 助 費	33,793,713	18.8	32,987,195	18.1	806,518	2.4
補 助 費 等	22,952,330	12.8	21,015,180	11.5	1,937,150	9.2
普通建設事業費	32,271,654	17.9	38,107,903	20.9	△ 5,836,249	△ 15.3
補助事業費	7,496,969	4.2	8,950,285	4.9	△ 1,453,316	△ 16.2
単独事業費	24,774,685	13.8	29,157,618	16.0	△ 4,382,933	△ 15.0
災害復旧事業費	250,000	0.1	234,000	0.1	16,000	6.8
公 債 費	7,293,541	4.1	7,949,154	4.4	△ 655,613	△ 8.2
積 立 金	107,971	0.0	108,061	0.0	△ 90	△ 0.1
投資及び出資金	500,000	0.3	572,000	0.3	△ 72,000	△ 12.6
貸 付 金	512,000	0.3	531,000	0.3	△ 19,000	△ 3.6
繰 出 金	8,936,588	5.0	10,000,020	5.5	△ 1,063,432	△ 10.6
予 備 費	500,000	0.3	200,000	0.1	300,000	150.0
合 計	179,800,000	100.0	182,600,000	100.0	△ 2,800,000	△ 1.5

令和3年度当初予算 特別会計

(単位：千円)

議案第31号 国民健康保険	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 国民健康保険税	7,416,366	7,573,919	△ 157,553
	2 国庫支出金	1	3,741	△ 3,740
	3 県支出金	23,609,450	22,843,228	766,222
	4 財産収入	929	2,314	△ 1,385
	5 繰入金	3,366,401	3,331,369	35,032
	6 繰越金	20,000	20,000	0
	7 諸収入	153,425	174,048	△ 20,623
	合計	34,566,572	33,948,619	617,953
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 総務費	369,265	401,565	△ 32,300
	2 保険給付費	23,316,725	22,590,664	726,061
	3 国民健康保険事業費納付金	10,468,743	10,541,561	△ 72,818
	4 保健事業費	363,907	367,413	△ 3,506
	5 基金積立金	929	2,314	△ 1,385
	6 諸支出金	42,003	40,102	1,901
	7 予備費	5,000	5,000	0
	合計	34,566,572	33,948,619	617,953
(債務負担行為)				
事項	期間	限度額		
健診受診券等作成業務委託事業	令和4年度	800		
特定保健指導業務委託事業	令和4年度	1,200		

(単位：千円)

議案第32号 都市計画事業 土地区画整理 (土橋)	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 事業収入	1	1	0
	2 負担金	431,400	964,200	△ 532,800
	3 使用料及び手数料	110	110	0
	4 繰入金	94,273	696,813	△ 602,540
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	27,581	172	27,409
	合計	553,366	1,661,297	△ 1,107,931
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 土橋土地区画整理費	553,366	1,661,297	△ 1,107,931
	合計	553,366	1,661,297	△ 1,107,931
都市計画事業 土地区画整理 (寺部)	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 事業収入	195,000	104,000	91,000
	2 使用料及び手数料	100	160	△ 60
	3 繰入金	94,885	159,086	△ 64,201
	4 繰越金	1	1	0
	5 諸収入	52	148	△ 96
	0 負担金	-	192,000	△ 192,000
	合計	290,038	455,395	△ 165,357
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 寺部土地区画整理費	290,038	455,395	△ 165,357
	合計	290,038	455,395	△ 165,357

(単位：千円)

都市計画事業 土地区画整理 つづき (花園)	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 事業収入	1	1	0
	2 負担金	865,300	1,705,600	△ 840,300
	3 使用料及び手数料	80	80	0
	4 繰入金	1,436,129	1,508,359	△ 72,230
	5 繰越金	1	1	0
	6 諸収入	134	125	9
	合計	2,301,645	3,214,166	△ 912,521
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 花園土地区画整理費	2,301,645	3,214,166	△ 912,521
	合計	2,301,645	3,214,166	△ 912,521
	議案第33号 分譲住宅 建設事業	(歳入)		
款		令和3年度	令和2年度	比較
1 事業収入		1	1	0
2 使用料及び手数料		31	31	0
3 繰入金		11,254	7,423	3,831
4 繰越金		1	1	0
5 諸収入		2	2	0
合計		11,289	7,458	3,831
(歳出)				
款		令和3年度	令和2年度	比較
1 宅地造成費		11,189	7,358	3,831
2 予備費		100	100	0
合計		11,289	7,458	3,831

(単位：千円)

議案第34号 卸売市場	(歳入)				
	款	令和3年度	令和2年度	比較	
	1 使用料及び手数料	98,408	100,468	△ 2,060	
	2 繰入金	51,535	35,991	15,544	
	3 繰越金	1	1	0	
	4 諸収入	69,307	70,567	△ 1,260	
	合計	219,251	207,027	12,224	
	(歳出)				
	款	令和3年度	令和2年度	比較	
	1 卸売市場費	218,751	206,527	12,224	
	2 予備費	500	500	0	
	合計	219,251	207,027	12,224	
	議案第35号 水道水源 保全事業	(歳入)			
		款	令和3年度	令和2年度	比較
1 負担金		44,723	45,031	△ 308	
2 財産収入		472	456	16	
3 寄附金		1	1	0	
4 繰入金		56,507	34,861	21,646	
5 繰越金		1	1	0	
6 諸収入		2	2	0	
合計		101,706	80,352	21,354	
(歳出)					
款		令和3年度	令和2年度	比較	
1 水道水源保全費		101,706	80,352	21,354	
合計		101,706	80,352	21,354	

(単位：千円)

議案第36号 母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 事業収入	12,097	9,703	2,394
	2 繰入金	2,186	4,911	△ 2,725
	3 繰越金	1	1	0
	4 諸収入	2	3	△ 1
	0 市債	-	6,161	△ 6,161
	合計	14,286	20,779	△ 6,493
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 貸付事業費	14,286	19,511	△ 5,225
	0 公債費	-	821	△ 821
	0 諸支出金	-	447	△ 447
	合計	14,286	20,779	△ 6,493

(単位：千円)

議案第37号 介護保険事業	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 保険料	7,091,731	6,508,250	583,481
	2 手数料	930	1,405	△ 475
	3 国庫支出金	4,646,744	4,834,826	△ 188,082
	4 支払基金交付金	6,549,373	6,651,030	△ 101,657
	5 県支出金	3,483,768	3,653,300	△ 169,532
	6 財産収入	1,830	2,329	△ 499
	7 寄附金	1	1	0
	8 繰入金	3,913,332	4,613,603	△ 700,271
	9 繰越金	1	1	0
	10 諸収入	6,472	6,712	△ 240
	合計	25,694,182	26,271,457	△ 577,275
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 総務費	657,645	668,703	△ 11,058
	2 保険給付費	23,406,384	23,868,154	△ 461,770
	3 地域支援事業費	1,365,077	1,714,582	△ 349,505
	4 基金積立金	245,825	1	245,824
	5 諸支出金	9,251	10,017	△ 766
	6 予備費	10,000	10,000	0
	合計	25,694,182	26,271,457	△ 577,275

(単位：千円)

議案第38号 財産区（盛岡）	(歳入)				
	款	令和3年度	令和2年度	比較	
	1 財産収入	3,782	3,781	1	
	2 繰入金	244	617	△ 373	
	3 繰越金	1	1	0	
	4 諸収入	3	2	1	
	合計	4,030	4,401	△ 371	
	(歳出)				
	款	令和3年度	令和2年度	比較	
	1 総務費	4,029	4,400	△ 371	
	2 基金積立金	1	1	0	
	合計	4,030	4,401	△ 371	
	財産区（賀茂）	(歳入)			
		款	令和3年度	令和2年度	比較
1 財産収入		123	126	△ 3	
2 繰入金		6,455	6,965	△ 510	
3 繰越金		1	1	0	
4 諸収入		2	2	0	
合計		6,581	7,094	△ 513	
(歳出)					
款		令和3年度	令和2年度	比較	
1 総務費		6,580	7,093	△ 513	
2 基金積立金		1	1	0	
合計		6,581	7,094	△ 513	



(単位：千円)

議案第39号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 後期高齢者医療保険料	5,140,327	4,925,273	215,054
	2 繰入金	814,467	754,753	59,714
	3 繰越金	1,000	1,000	0
	4 諸収入	9,947	10,967	△1,020
	合計	5,965,741	5,691,993	273,748
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 総務費	129,558	122,275	7,283
2 広域連合納付金	5,826,512	5,559,231	267,281	
3 諸支出金	9,671	10,487	△816	
合計	5,965,741	5,691,993	273,748	

(単位：千円)

議案第40号 産業用地 造成事業 (花本)	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 事業収入	1	1	0
	2 繰入金	26,962	360,440	△ 333,478
	3 繰越金	1	1	0
	4 諸収入	39	24	15
	合計	27,003	360,466	△ 333,463
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 産業用地造成費	27,002	350,465	△ 323,463
2 諸支出金	1	1	0	
0 予備費	-	10,000	△ 10,000	
合計	27,003	360,466	△ 333,463	
産業用地 造成事業 (豊田東 インター チェンジ 周辺)	(歳入)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
	1 繰入金	109,986	-	皆増
	合計	109,986	-	皆増
	(歳出)			
	款	令和3年度	令和2年度	比較
1 産業用地造成費	109,986	-	皆増	
合計	109,986	-	皆増	



令和3年度

豊田市水道事業会計当初予算資料

令和3年度 水道事業会計 当初予算総括表（議案第41号）

1 基本業務量

（単位：人・戸・m<sup>3</sup>・%）

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
給水人口	422,100	426,300	△ 4,200	△ 1.0	
給水戸数	178,600	178,000	600	0.3	
年間総配水量	50,512,000	50,302,500	209,500	0.4	
一日平均配水量	138,389	137,815	574	0.4	
年間有収水量	44,694,000	45,201,000	△ 507,000	△ 1.1	

2 収益的收入及び支出

○水道事業収益

（単位：千円・%）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳	
営業収益	給水収益	9,171,146	9,291,932	△ 120,786	△ 1.3	基本料金 2,288,568 水量料金 6,882,578
	その他営業収益	14,865	20,073	△ 5,208	△ 25.9	手数料 3,975 雑収益 10,890
営業外収益	受取利息	214	1,014	△ 800	△ 78.9	預金利息等 214
	他会計負担金	43,671	47,546	△ 3,875	△ 8.2	一般会計負担金（償還利息） 43,671
	他会計補助金	600,000	600,000	0	0.0	一般会計補助金 600,000
	長期前受金戻入	1,352,895	1,374,236	△ 21,341	△ 1.6	
	雑収益	175,380	168,028	7,352	4.4	下水道使用料金徴収業務負担金 139,367
	特別利益	38	135	△ 97	△ 71.9	車両売却益 29
合計	11,358,209	11,502,964	△ 144,755	△ 1.3		

○水道事業費用

（単位：千円・%）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳	
営業	原水及び浄水費	3,617,281	3,648,463	△ 31,182	△ 0.9	人件費（一般職16人） 118,326 浄水施設管理費 505,712 受水費 2,787,500 水道水源保全事業負担金 44,725 水道サービス協会委託費 152,199
	配水及び給水費	1,402,903	1,516,992	△ 114,089	△ 7.5	人件費（一般職48人、非常勤一般職5人） 385,175 配水施設管理費 451,608 配水管維持管理費 226,574 給水事業費 18,011 水道メーター管理費 79,957 水道サービス協会委託費 208,407
	業務費	367,769	374,450	△ 6,681	△ 1.8	人件費（一般職8人、非常勤一般職1人） 65,827 メーター検針・料金関係費 234,817 水道サービス協会委託費 42,593
	総係費	198,041	199,197	△ 1,156	△ 0.6	人件費（管理者1人、委員18人、一般職12人） 128,294 普及宣伝費 3,563 電子計算機器費 9,826 貸倒引当金繰入額 1,094
費用	減価償却費	4,667,203	4,767,758	△ 100,555	△ 2.1	固定資産減価償却費 4,667,203
	資産減耗費	413,558	265,120	148,438	56.0	固定資産除却費 413,558
	支払利息	232,666	274,903	△ 42,237	△ 15.4	企業債償還利息 232,666
	雑支出	1,297	3,124	△ 1,827	△ 58.5	
消費税及び地方消費税	94,436	94,436	0	0.0		
特別損失	10,448	9,575	873	9.1	過年度損益修正損 8,022	
合計	11,005,602	11,154,018	△ 148,416	△ 1.3		
収支	352,607	348,946	3,661	1.0		

### 3 資本的收入及び支出

#### ○資本的收入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収       入	企業債	800,000	800,000	0	0.0	水道整備事業債 800,000
	工事分担金	2,630,036	1,230,348	1,399,688	113.8	消火栓設置工事分担金 28,399
						下水道関連支障移転工事分担金 447,190
						区画整理事業等分担金 1,845,101
						土木工事支障移転工事分担金 309,160
	国庫補助金	0	78,755	△ 78,755	皆減	
	県補助金	102,888	75,900	26,988	35.6	緊急時給水拠点確保等事業(管路) 40,000
						緊急時給水拠点確保等事業(施設) 27,208
						水道管路耐震化等推進事業 35,680
固定資産 売却収入	212	666	△ 454	△ 68.2	水道メーター 車両 150	
給水負担金	235,344	226,457	8,887	3.9	新規給水負担金 233,745	
					メーター負担金 1,599	
他会計負担金	190,494	178,475	12,019	6.7	一般会計負担金(償還元金) 190,494	
合 計	3,958,974	2,590,601	1,368,373	52.8		

#### ○資本の支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
建       設       改       良       費	水道拡張費	1,994,251	601,534	1,392,717	231.5	人件費(一般職9人) 80,465
						豊田・岡崎地区研究開発施設送水事業 1,906,899
	水道整備費	7,154,061	6,599,683	554,378	8.4	人件費(一般職29人) 260,777
						配水施設等整備費 2,087,143
						老朽化対策 1,695,750
						水道管整備費 3,634,527
						新設 145,455
						老朽化対策 1,283,452
						下水道事業支障移転 657,900
						区画整理等開発関連 164,214
						給水申込関連事業 225,500
						土木工事支障移転 1,153,995
	災害対策事業費 1,042,714					
	配水区域再編事業費 85,000					
	企画・計画事業 25,586					
固定資産 購入費	176,780	161,250	15,530	9.6	水道メーター 104,441 水質検査機器等 50,587	
償還金	1,442,925	1,490,663	△ 47,738	△ 3.2	企業債償還元金 1,442,925	
合 計	10,768,017	8,853,130	1,914,887	21.6		
収 支	△ 6,809,043	△ 6,262,529	△ 546,514	△ 8.7		

\*収支不足額6,809,043千円は、損益勘定留保資金等により補填。



令和3年度

豊田市下水道事業会計当初予算資料



令和3年度 下水道事業会計 当初予算総括表（議案第42号）

1 基本業務量

（単位：戸・m<sup>3</sup>・％）

項目	本年度	前年度	増減量	増減率	備考
下水道接続戸数	136,400	132,700	3,700	2.8	
年間総処理水量	35,200,000	34,872,000	328,000	0.9	
一日平均処理水量	96,438	95,540	898	0.9	

2 収益の収入及び支出

○下水道事業収益

（単位：千円・％）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳	
営業収益	下水道収益	4,227,721	4,199,087	28,634	0.7	下水道使用料 4,227,721
	他会計負担金	594,612	571,516	23,096	4.0	雨水処理一般会計負担金 594,612
	その他営業収益	50	50	0	0.0	排水設備指定工事店新規登録手数料 50
営業外収益	受取利息	27	78	△ 51	△ 65.4	預金利息 27
	他会計負担金	1,899,476	2,099,461	△ 199,985	△ 9.5	汚水処理等一般会計負担金 1,899,476
	他会計補助金	142,963	158,994	△ 16,031	△ 10.1	汚水処理等一般会計補助金 142,963
	国庫補助金	71,795	53,815	17,980	33.4	防災・安全社会資本整備交付金 39,645 浸水対策下水道事業費補助金 32,150
	長期前受金戻入	1,819,485	1,831,208	△ 11,723	△ 0.6	
	雑収益	2,838	2,396	442	18.4	目的外使用料 2,280
	特別利益	8	8	0	0.0	過年度損益修正益 8
合計	8,758,975	8,916,613	△ 157,638	△ 1.8		

○下水道事業費用

（単位：千円・％）

科目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主な内訳	
営業費用	汚水管渠費	442,766	335,639	107,127	31.9	人件費（一般職5人） 44,249 汚水管渠管理費 364,818 下水道管理システム費 29,366 水質管理費 3,078
	汚水ポンプ場費	70,958	73,875	△ 2,917	△ 3.9	汚水ポンプ場管理費 70,958
	汚水処理場費	235,800	253,394	△ 17,594	△ 6.9	人件費（一般職3人） 29,647 汚水処理場管理費 205,285
	流域下水道維持管理負担金	1,314,731	1,304,048	10,683	0.8	矢作川流域 891,050 境川流域 423,681
費用	雨水施設費	130,555	108,292	22,263	20.6	人件費（一般職4人、非常勤一般職1人） 32,959 雨水ポンプ場管理費 67,113 雨水管渠管理費 27,815 雨水貯留浸透施設補助金 1,210
	業務費	197,286	200,241	△ 2,955	△ 1.5	人件費（一般職5人、非常勤一般職3人） 51,510 使用料徴収費 139,369 汚水ポンプ施設設置費等補助金 3,973
	総係費	101,036	103,827	△ 2,791	△ 2.7	人件費（一般職9人） 88,205 貸倒引当金繰入額 639 普及宣伝費 909 電子計算機器費 4,912
	減価償却費	4,999,033	4,972,753	26,280	0.5	固定資産減価償却費 4,999,033
営業外費用	資産減耗費	158,644	171,020	△ 12,376	△ 7.2	固定資産除却費 158,644
	支払利息	634,533	717,065	△ 82,532	△ 11.5	企業債償還利息 634,533
	雑支出	650	539	111	20.6	
	消費税及び地方消費税	22,963	22,963	0	0.0	
特別損失	4,154	4,514	△ 360	△ 8.0	過年度損益修正損 4,154	
合計	8,313,109	8,268,170	44,939	0.5		
収支	445,866	648,443	△ 202,577	△ 31.2		

### 3 資本的収入及び支出

#### ○資本的収入

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
収 入	企業債	1,630,500	1,447,800	182,700	12.6	公共下水道事業債 1,517,200 流域下水道事業債 113,300
	出資金	500,000	542,000	△ 42,000	△ 7.7	一般会計出資金 500,000
	国庫補助金	935,000	983,852	△ 48,852	△ 5.0	社会資本整備総合交付金 700,000 防災・安全社会資本整備交付金 113,000 浸水対策下水道事業費補助金 122,000
	県補助金	300	8,000	△ 7,700	△ 96.3	市町村下水道事業費補助金 300
	受益者負担金	114,423	124,116	△ 9,693	△ 7.8	受益者負担金 114,423
	工事負担金	136,031	70,480	65,551	93.0	汚水管移設公共補償金 136,031
	合 計	3,316,254	3,176,248	140,006	4.4	

#### ○資本的支出

(単位：千円・%)

科 目	本年度 予定額	前年度 当初予定額	増減額	増減率	主 な 内 訳	
建 設 改 良 費	管渠整備費	4,749,888	4,453,623	296,265	6.7	人件費(一般職28人・非常勤一般職2人) 237,673 汚水管渠建設事業 3,120,155 汚水管渠更新事業 351,334 老朽化対策 264,109 耐震対策 87,225 汚水管渠支障移転事業 311,130 汚水管渠布設事業 44,640 取付管・公共ます設置工事 222,237 受益者負担金賦課徴収事務費 14,771 雨水管渠整備事業 2,631 雨水管渠更新事業 405,870 老朽化対策 68,030 耐震対策 337,840 企画・計画事業 30,446
	ポンプ場整備費	39,350	13,584	25,766	189.7	汚水ポンプ場更新事業 39,350 老朽化対策 8,000 耐震対策 31,350
	処理場整備費	3,000	32,209	△ 29,209	△ 90.7	汚水処理場更新事業 3,000 老朽化対策 3,000
	流域下水道 建設負担金	119,530	110,273	9,257	8.4	矢作川流域 88,834 境川流域 30,696
	固定資産購入費	3,678	0	3,678	皆増	水中ポンプほか 3,678
	償還金	2,882,607	2,881,284	1,323	0.0	企業債償還元金 2,882,607
	合 計	7,798,053	7,490,973	307,080	4.1	
	収 支	△ 4,481,799	△ 4,314,725	△ 167,074	△ 3.9	

\* 収支不足額4,481,799千円は、損益勘定留保資金等により補填。

令和 3 年 3 月市議会定例会

提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件 ..... 1

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 2 月 1 8 日



## 議決

### 議案第51号 豊田市職員定数条例の一部を改正する条例

#### 【要旨】

行政需要の変化に的確に対応し、適切な行政運営を実現するため、職員の定数を変更する。

#### 職員の定数の変更

職員区分	現行	令和3年4月1日以後
市長の事務部局の職員	2,465人	2,485人

【担当課：人事課】

議案第52号 豊田市職員特殊勤務手当条例及び豊田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【要旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正等に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改正する。

1 豊田市職員特殊勤務手当条例の一部改正  
新型コロナウイルス感染症の定義の改正

現 行	改 正 後
新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第1条に規定するもの	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

2 豊田市国民健康保険条例の一部改正  
新型コロナウイルス感染症の定義の改正

現 行	改 正 後
新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症

【担当課：人事課、国保年金課】

令和 3 年 3 月市議会定例会  
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	.....	1
2	議決案件	.....	3
3	同意案件	.....	4

※ この資料は、議会開会当日、議場へ持参してください。

資料作成 令和 3 年 3 月 1 7 日





# 1 報告

## 報告第2号 専決処分の報告について

### 【処分内容等】

工事請負契約の変更について

#### (1) 花本産業団地拡張事業造成工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 1, 636, 831, 000	令和2年9月市議会定例会 議案第117号
変更後金額 (今回)	B 1, 622, 025, 000	令和3年2月25日 豊専第7号
増 減 額	B - A △ 14, 806, 000	
主 な 変 更 内 容	1 残土処分の取りやめ (1) 処分残土 4, 400 m <sup>3</sup> → 0 m <sup>3</sup> (2) 土質試験の結果、掘削土を本工事及び他工事へ流用することが可能であることが判明し、残土の処分が不要となったため  2 交通誘導員の配置数の減少 (1) 延べ2, 089人 → 延べ1, 945人 (2) 公安委員会との協議の結果、交通誘導員の配置を見直し、削減することとしたため	
備 考	1 相手方 ヤハギ・藤本建設共同企業体 代表者 豊田市小坂本町一丁目5番地10 ヤハギ道路株式会社 取締役社長 櫻井 正典  2 担当課 産業部産業労働課  3 完成日 令和3年2月26日	

(2) 東梅坪橋橋りょう耐震補強工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 246,180,000	令和元年9月市議会定例会 議案第115号
変更後金額 (今回)	B 245,660,800	令和3年3月3日 豊専第8号
増 減 額	B - A △ 519,200	
主 な 変 更 内 容	<p>低空頭用鋼矢板の設置数の減少                      (1) 110枚 → 84枚                      (2) 河川管理者との協議の結果、既設橋の直下に堆積した土を除却することにより重機が当該既設橋の下を通過できることとなり、一般的な鋼矢板の設置が可能となったため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3 太啓建設株式会社 代表取締役 大矢 伸明</p> <p>2 担当課 建設部道路予防保全課</p> <p>3 完成予定日 令和3年3月19日</p>	

## 2 議決

### 議案第53号 令和2年度豊田市一般会計補正予算

#### 【要旨】

繰越明許費の補正  
繰越明許費を次の表のとおり追加する。

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防隊員用感染防止衣 取得事業	千円 15,200

【担当課：財政課】

### 議案第54号 財産の取得について（中学校教師用教科書及び指導書）

#### 【要旨】

中学校学習指導要領の全部改訂に伴い、中学校用の教科書が全面的に改訂されるため、教師用教科書及び指導書を購入する。

#### 1 取得する財産

- (1) 種別 中学校教師用教科書及び指導書  
(2) 数量 教師用教科書 1,903冊  
指導書 1,801冊

2 取得価格 46,989,350円

3 相手方 豊田市喜多町三丁目110番地  
有限会社原田屋  
代表取締役 原田 祥史 ほか8名

4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による  
随意契約

#### 【備考】

供給予定期限  
令和3年4月7日

【担当課：学校教育課】

### 3 同意

#### 同意第1号 教育委員会教育長の選任について

##### 【要旨】

教育委員会教育長として次の者を選任する。

選任する者

山 本 浩 司 （再任）

##### 【備考】

山本浩司教育長が令和3年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：教育政策課】